

貴帝第九十一回
國族議會院

增加所得稅法案特別委員會議事速記錄第二號

三

○增加所得稅法案
○有價證券の處分の調整に關する法律
案
○昭和二十一年度一般會計歳出の財源

等に關する法律案」外三件も併せまして、御質疑を願ふことに致したいと思ひますが、御異議ありますか？

○黒田英雄君 昨日午後用事があつたて、席を外して、既に御質問のあつたことかも知れません、若しさうでありますから、政府で答辯したと云ふことをしたら、政府で結構であります、一、二御伺ひたいのですが、今度の増加所得税に於

数字は、納稅者は百三十萬人程度を自己込んで居る次第でございます、又此の百三十萬人ばかりの中から大體今回の增加所得稅法に依りまして納稅義務者となる見込の者は六十數萬人と計算致して居ります。

○政府委員(池田勇人君) 所得調査委員會と同様に各稅務署に設置致しますが、其の構成に付きましては所得調査委員會よりは餘程違つて居ります、即ち調査委員は各界の代表者、或は非常なる経験のある方を官選致しまして、

Digitized by srujanika@gmail.com

○昭和二十一年法律第五十五號帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律の一部を改正する法律案

○政府の契約の特例に關する法律案

○戦時補償特別措置法の一部を改正す

○藍澤彌八君 「有價證券の處分の調整等に關する法律案」に付きまして、ちよつと御伺ひしたいのでござりますが、大體處分とか云ふやうなことは、多くの仕事が取引所に關係することと思ひますけれども、普通ならば取引所でやるべきことであるが、斯ぐの如き多數のものが各方面に分れて居るか

ましましては、政府は所謂新興所得者階級にされて居るものと思ふのであります、大部分はさうぢやないかと思ふのであります、さうしますと此の收入を四十五億圓と見積りになつて居るやうであります、大體其の内訳は既に昭和二十一年度の所得税を申告し納めて居る者で、本年度に非常に所得

○黒田英雄君 大體それで了承致しましたが、此の税法に依つて本年度は、詰り收入實績に依つて課税される譯であるのですが、さうしまするべく云ふと、來年度の所得税に付きましては前年度の實績に依ると云ふことにならぬと云ふと、同じ者を擱へると云ふやうなことになつて来ると思ふのです

さうして其の數も所得調査員の數よりも餘程多く致したいと考へて居ります、選舉の點は、從來所得調査員は前年納稅義務者から選舉することになりますが、今回の増加所得税は口頭申上げましたやうに、新規納稅者もしましても、其の時日がござりますせぬつて居ります、今回の増加所得税は口頭申上げましたやうに、新規納稅者も澤山ございます、又選舉致しますに致しましても、其の時日がござりますせぬつて居りますが、選舉の方法は用トド、官選など

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 29, No. 4, December 2004
DOI 10.1215/03616878-29-4 © 2004 by The University of Chicago

る法律案

ら、結局一つの調整機関と云ふことでやらうと云ふことから起つたことと思ひますが、併し將來證券廳と云ふもの出来らるうと思ふござり、ます

の殖えた者の納稅者、並に二十一年度には納稅をして居らぬ者で、新に今度政府が申告を待ち、若しくは申告しなゝ者は政令決定に従事しよう云々皆

が、來年度の所得稅の改正に付しましては、矢張り豫算課稅に來年度はしようと云ふ御見込なんありますか

○黒田英雄君　それで能く分りますが、所長の方に置きまするやうに伺いたいと考へて居ります

○委員長(男爵倉富鈞君) それでは昨日に引き続きまして、委員会を開會致します、昨日増加所得稅法案に付きまして専ら御質疑を願つたのでござりますが、此の案に付きましてもまだ御質問があるかと思ひますし、又板谷委員が昨日の御質問の際に御留保になつた點も二、三あつたやうに思ひますけれども、今日は大臣は午前中はジー・エッチ・キューの方に御用があるさうで、午後は此の委員會に御出まし願へることになつて居るやうでござりますから、昨日残りました點、若しくは御留保になりました點は、大臣が御見えになつた上で御質問を願ふなら願ふこと致しまして、午前中は所得稅法案も含めまして、あと政府の御提出になつて居ります、有價證券の處分の調整

○委員長(男爵倉富鈞君) 政務次官が
　　らの御話でござりますが、主税局長が
　　御見えでありますから、政務次官はち
　　よつと席を御外しになる御用がござい
　　ますから、主税局長への御質問がござ
　　いましたら、此の際御願ひします

い者は政府決定で決定し、また云ふる如きの納稅人員は、どの位に御見込になつて居りませうか、尙それが税額はどれ位と云ふやうに御見込になつて居りますか、其の點を一つ……

○政府委員(池田勇人君) 御話の通りに今回増加所得税法に依りまする納稅者の數は、矢張り營業所得者が一番多いのであります、さうして税收入に於きましても、四十五億圓中三十九億圓は營業所得者から徵收する見込で居ります、尙納稅者の點であります、が、營業所得を主と致しまする甲種事業所得は昭和二十一年度の決定は八十數萬人でございました、併し二十一年中に新規開業した者が五六割の増を見込んで居ります、只今の税法で甲種事業所得の昭和二十二年に當るべき

○政府委員(田代勇人君) お忙しい中、ご臨んでいます、豫算課税の方が最近の如く經濟界が非常に變動致します場合には、課税並に徵稅上適當であると考へまして、政府は豫算課税に持つて行きますやうに只今研究致して居ります。

○黒田英雄君 それから此の稅法に依りますと云ふと、決定は増加所得稅調査委員會に諮問して決めると云ふことになつて居りまして、増加所得稅調査委員會に關する規定は勅令で定めると云ふことになつて居るのでありますするが、是は從來の所得稅調査委員と云ふものの如く選舉する御考であるのですか、或は勅令で全く別個に組織を御創立したいりますが、其の點を御伺ひしたい

○政府委員(池田勇人君)　此の點も所
得税法とは違ひまして、財務局に審査
委員會と云ふものを置きましたが、一般
の原則に依りまして、税務署長の決定
に對して異議があります時は、通常當
の手段又は行政訴訟に移る譯であります
○板谷順助君　増加所得税の問題に付
て大體事務的のことを先に片付けたい
と思ひますが、宜しうござりますか
○委員長(男爵倉富鈞君)　宜しうござ
ります

增加所得稅法案特別委員會議事速記錄第一號

昭和二十一年十二月二十四日

貴族院

○板谷順助君 本案の第三條に依りますと、二十一年度中の現收入金額から必要な経費を控除した合計金額から一定金額の計算の基礎となつたものを差引く、此の計算の基礎となつたものと云ふのはどう云ふものですか。

○政府委員(池田勇人君) 決定金額に依りますと基礎控除の關係もござりますので決定金額の基礎となつた所謂控除前の金額に依る、斯う云ふのでございます。

○板谷順助君 さうすると昨日橋本委員からも御質問があつたのであります

が、例へば前年度所得の金額は合計十萬圓と云ふものがですね、今年になつてそれが十五萬圓となつて三月三日に

財産税の申告をする、所謂五萬圓増えたと云ふことになりますと、此の法案

が、即ち二十一年度の一月からの計算に依つて増加したるものを見る、斯う云ふ建前でありますから、從つて前年

度の十萬圓と三月三日の十五萬圓の差引五萬圓、此の五萬圓に對しては一方

に於て財産税を取られ一方に於て増加所得が取られる、所謂二重課税です、是はどうですか

○政府委員(池田勇人君) 斯かる場合には財産税と所得税とは其の對象を異に致して居りますから、私は二重課税とは考へて居りませぬ

○板谷順助君 對象を異にして居るの當然でありまするので、御承知の通り財産税と云ふものは率が非常に高い

ふものも殆ど率が高い場合に依つて、其の金額の如何に依つては財産税と或は増加所得税と合せましたならば零になるやうな結果になりはしないかと斯

う思ふのであります、財産税がないな

ら宜しい、併しながら財産税と云ふものをお方に取ると云ふ目標があるのでありますから、此の點は餘程御考慮にてますから、此の點は餘程御考慮にてます

體此の法案は新圓所得、之に對する増加所得を取らうと云ふのが目的です、大

き三月以降に於ける所謂新圓に依つて收入ある者から取らうと云ふのが目的だ

斯う思ふのです、それはあなたの御考へは、對象は違ふと云ふけれども、私は

は所謂結論に於ては二重課税になると

考へます、委員諸君の御考へはどうですか

○藍澤彌八君 此の事に付てはそれは

重複するものと看做さなければならぬ

でせうな、財産税と云ふものの建前と

増加所得の建前は、成る程税の建て方

は違ふと思ひます、性質は違ふか知れませぬが、實質に於ては同じ結論になら

ると思ひますね

○板谷順助君 是は重大問題でありますから、能く一つあなたの方でも御研究になつて、或は又御相談になつて一

つ御答辯を願ひます

○政府委員(池田勇人君) 昨日も橋本委員の御質問に對して御答へ致しました通りに、今迄の税制に於きましても

斯かる場合には二重課税とは致して居りますが、是は財産課税の問題である、

財産税を取られ一方に於て増加所得が取られる、所謂二重課税です、是はどうですか

○政府委員(池田勇人君) 昨日も橋本委員の御質問に對して御答へ致しました

通りに、今迄の税制に於きましても

斯かる場合には二重課税とは致して居りますが、是は財産課税の問題である、

財産税を取られ一方に於て増加所得が取られる、所謂二重課税です、是はどうですか

○板谷順助君 餘り時間を持つて皆さ

んに御迷惑でありますけれども、此の問題ははつきりして置く必要があると

思ふ、要するに税金は收入の中から拂ふべきものである、私は先般本會議に於ても最近に於ける地方税、或は附加

税と云ふものが非常に過重で、例へば營業所得に於て十萬圓の收入があつた場合には十萬七百五十圓、百萬

圓の收入があると云ふと百十一萬八千五百圓を拂はなければならぬ、是は事

実に於て調べた結果私は其の點を質し

た、税は要するに收入の中から拂ふ、

然るに現在營業所得が、今申上げまし

た通り最近に於ける所の地方税が非常

に膨脹して、或は三百と言ひ或は八百と言ひ隨分亂暴な課け方をして居る、ですから地方の財政を維持するに於ては、是は致し方ないと思ひます、併しあるねと、或は財産税を取られ、そこで殆ど何ですね、税のみ取られて收入がないと云ふ結果になりはしないか、大

き三月以後に於ける所謂新圓に依つて收入ある者から取らうと云ふのが目的だ

斯う思ふのです、それはあなたの御考へは、對象は違ふと云ふけれども、私は

は所謂結論に於ては二重課税になると

考へます、委員諸君の御考へはどうですか

○藍澤彌八君 此の事に付てはそれは

重複するものと看做さなければならぬ

でせうな、財産税と云ふものの建前と

増加所得の建前は、成る程税の建て方

は違ふと思ひます、性質は違ふか知れませぬが、實質に於ては同じ結論になら

ると思ひますね

○板谷順助君 是は重大問題でありますから、能く一つあなたの方でも御研究になつて、或は又御相談になつて一

つ御答辯を願ひます

○政府委員(池田勇人君) 昨日も橋本委員の御質問に對して御答へ致しました

通りに、今迄の税制に於きましても

斯かる場合には二重課税とは致して居りますが、是は財産課税の問題である、

財産税を取られ一方に於て増加所得が取られる、所謂二重課税です、是はどうですか

○政府委員(池田勇人君) 所得税は其の

所得よりも多かるべき筋合のものでございません、飽く迄所得の範圍内

に限るべきと考へて居ります、是は原

則でござります、唯併し今回の如く重い財産税が課かる時には、其の年の所

はないでございます

○板谷順助君 本案の第三條に依りますと、二十一年度中の現收入金額から必要な経費を控除した合計金額から一定金額の計算の基礎となつたものを差引く、此の計算の基礎となつたものと云ふのはどう云ふものですか。

○政府委員(池田勇人君) 決定金額に依りますと基礎控除の關係もござりますので決定金額の基礎となつた所謂控除前の金額に依る、斯う云ふのでございます。

○板谷順助君 さうすると昨日橋本委員からも御質問があつたのであります

が、例へば前年度所得の金額は合計十萬圓と云ふものがですね、今年になつてそれが十五萬圓となつて三月三日に

財産税の申告をする、所謂五萬圓増えたと云ふことになりますと、此の法案

が、即ち二十一年度の一月からの計算に依つて増加したるものを見る、斯う云ふ建前でありますから、從つて前年

度の十萬圓と三月三日の十五萬圓の差引五萬圓、此の五萬圓に對しては一方

に於て財産税を取られ一方に於て増加所得が取られる、所謂二重課税です、是はどうですか

○政府委員(池田勇人君) 昨日も橋本委員の御質問に對して御答へ致しました

通りに、今迄の税制に於きましても

斯かる場合には二重課税とは致して居りますが、是は財産課税の問題である、

財産税を取られ一方に於て増加所得が取られる、所謂二重課税です、是はどうですか

○政府委員(池田勇人君) 是は重大問題でありますから、能く一つあなたの方でも御研究になつて、或は又御相談になつて一

つ御答辯を願ひます

○政府委員(池田勇人君) 昨日も橋本委員の御質問に對して御答へ致しました

通りに、今迄の税制に於きましても

斯かる場合には二重課税とは致して居りますが、是は財産課税の問題である、

財産税を取られ一方に於て増加所得が取られる、所謂二重課税です、是はどうですか

○板谷順助君 私は先般此の地方税が、事實に於て超過して居ると云ふ表を銀行局長に渡してある、又内務省の財政課長でありまするが、それが參りますて、私が實際に於て調べた結果を質問したのであります。處が今あなたの御話のやうに初年度は已むを得ない、初年度は税の支拂が收入より殖えても得ぬ、翌年から詰り引く事になるからと云ふ御答辯であるけれども、初年度に於て收入が税よりも不足になると、税が超過すると云ふことに付ては重大問題であります、それから地方の税が或程度迄制限はして居ると云ふ御話でありますけれども、例へば北海道に於て、市が八百、道に於ては三百といふ之に對する附加税が掛つて居りまして、是では地方の財政も容易でないかも知れぬけれども、納稅者も容易ぢやない云ふことで、色々此の點を御話をしたのでありますか、あなたは之を一遍能く御調べを願ひたい、それから又成る程國家非常な財政の第之の場合でありまするから、出来るだけ國民として納稅をする義務があるかも知れませぬ、あるかも知れませぬが、假令對象が違つて居つても、財產税を一方に取つて居つて、一方に於て今御云ふる増加所得税を取ると云ふことは、私は不都合だと思ふ、要するに三月三日以後を對象とするのが當然ではないか、斯う私は考へて居るのであります、是以上はあなたとは議論になるから申しませぬけれど、あなたの方でも國民云ふ、是が御趣旨であると云ふなら、相當に御考へになる必要があるのです

（○政府委員（池田勇人君）新興所得階層から出来るだけ税を徴収致したいと云ふ氣持で斯く原案を作つた次第でござりますす。

整理委員會、其の他今回の各般措置に依りまして大量の有價證券を處分する必要に迫られて居ります所の、市場で申しますと大きな賣方とでも申しますが、此の大きな賣方が相集りまし

を、指定證券と仰しやるやうであります
が、指定證券の方の登録は此の協議
會の方に登録せしめ、總てのものは其
の證券廳の方に登録させると云ふ御趣
旨に承知して宜しい譯でありますか。

貴はうかと云ふやうな構想を持つて居りますので、多少取引の対象内容並に會社等の範圍其の他が違つて居りますし、ダブることはないと存じて居ります

○政府委員(池田勇人君) 新興所得階層から出来るだけ税を徴収致したいと云ふ氣持で斯く原案を作つた次第でございます。

○竹中藤右衛門君 「政府の契約の特例に關する法律案」に付て御伺ひしたいのでありますか……

○委員員(男爵倉富鉄君) ちよつと御待ち下さい、藍澤さんから「有價證券の處分の調整等に關する法律案」に付てさつき御質問がございまして、政府委員の答辯がちよつと残つて居りますから……

○政府委員(上塙司君) 藍澤さんの先程の御質問の趣旨は、證券處理調整協議會と證券廳との關係はどうかと云ふ御質問と、もう一つは證券の登録はどうするのかと云ふことであつたと思ひますが、只今理財局長が参りましたから、理財局長の方から御答辯を致します。

○政府委員(鈴田光男君) 御答へ申上げます、只今の第一の點の今度出来ます證券處理調整協議會と證券廳と云ふのがございますが、此の證券廳と申しますのは、只今私共の手許で證券取引所の方の改正、詰り證券取引法と云ふものを今續つて研究致して居る最中でございまして、其の中に新しく證券の取引全般に所掌する官廳と致しまして、證券管理廳とでも申しますか、さう云ふものを作つたらどうかと云ふ構想を持つて居ります、其の御話ではないかと存する次第でございますが、今までありますとか、閉鎖機關、或は持株の有價證券處理調整協議會、此の法案にありますする協議會の方は、何と申しませうか、碎いて申しますと、政府

整理委員會、其の他今回各般措置に依りまして大量の有價證券を處分する必要に迫られて居ります所の、市場で申しますと大きな賣方とでも申しますが、此の大きな賣方が相集りまして、自分勝手に處分致しますことを避けまして、其の時期なり價額なり、數量なりを御互に相談し合つて計畫立てまして、さうして合理的に統一的に處分をして行かうと、斯う云ふ趣旨の協議會でございます、それから證券管理廳とでも申しますか、今考へられて居りまする官廳がございます、仕事は有價證券の取引全般に付きまして、之を監督すると云ふ風な立場に立つものでございますので、自ら別な役割を持つて居る譯でございます、御了承願ひます、其の事務局に於きまして、特定の株式會社から其の株主の名簿に付きまして、並に現在の特定の局に於ける株主の名簿と申しますか、さう云つたものを御届けを願ひまして、それを何と申しますか、保管し、整理をし、ノートに取つて置くと、斯う云つた役割を其の事務局で致すのであります、唯それだけのものであります、具體的な仕組等に付きましては、此の證券處理調整協議會が出来上りまして、其の下部の構造其の他を關係者の間で十分相談致しまして發足致したいと存じて居りますので、それ以上細かいことはちよつとまだ申上げられませぬが、御了承願ひたいと思ひます

を、指定證券と仰しやるやうでありますか。
○政府委員(柳田光男君) ちよつと重複致すやうな感じが致りますのであります
が、御答へ申上げますと、此の有價證券處理調整協議會の方では、詰り此のメンバ一になつて居りまする特殊の團體と申しますか、機關、それから特別經理會社等が再建整備法に依りまして此の指定證券を處分致します場合には、其の處分の計畫其の他を全部持つて來なければならぬと云ふことが一つと、それから此の第十四條にございます通り、政府の指定しまする會社其の他の法人は、必ずしも此の指定證券の、是等の他の法人は、其の株主の名簿とか、出資者名簿とかを出さなければならぬ、各機關が持つて居りまする株式の會社と、此の政府の指定する會社とは必ずしも同一ではないと思ひます、唯政府の指定する會社に付きましては、此の指定法人に付きましては、全部其の株主なり出資者なりの住所氏名その他の情報を、登録とでも申しますか、さう云ふ方面でやります役割の一つに今豫想されて居りますのは、此の株主は誰それであるかと云ふから御話のありました證券管理廳とでも申しますか、さう云ふ方面でやります役割の一つに今豫想されて居りますのは、此の株主は誰それであるかと云ふ仕事をやつて居るか、又どの位の營業内容を持つて居るかと云つたやうな事柄を、そちらの證券廳の方に届出て

貰はうかと云ふやうな構想を持つて居りますので、多少取引の対象内容並に會社等の範圍其の他の違つて居りますし、ダブることはないと存じて居りますす。

○藍澤彌八君 一方は指定證券と、一 方は普通のものと區別する、さう云つたやうに解釋することになりますね。

○政府委員(橋田光男君) 指定證券は、此の協議會にそれたら其の他の證券は今考へられて居りまする證券廳と云つたやうなものと云ふ譯ではございません。政府の指定する會社、それから對象の方はダブるかも知れませぬが、其の會社の届出まする内容が違つて参ります。

○藍澤彌八君 それで、さうなりますると、仕事は取引の仕事のやうに考へられます、第一條に書いてありますやうに、市場の狀況に應じて處分すると云ふことでもあり、此の處分と云ふことは、取引所を中心にして處分すると云ふ御構想のことだらうと思ひますが、如何でござりますか。

○政府委員(橋田光男君) 御承知のやうに日本證券取引所は閉鎖された儘になつて居りまして、閉鎖と申しますか、休業致して居りまして、まだ再開の運びになつて居りませぬ、出来るだけ早い機會に之を再開する段取りが付きましたならば、勿論此の取引所を通じて是等のものが捌かれるのは當然であります、それ迄の間に於きましては、有價證券業者、金融機關等と十分に此の協議會で連絡を執りまして、具體的に處分して貰はう、さう云ふ工合になつて居る次第であります。

○藍澤彌八君 そこでさうなりますと、第四條の五項の人選でありますか、

昨日大藏大臣の黒田君の質問に對して
の御答では、制限會社から採る方針た
と云ふ風に御答辯があつたやうに思ふ
のでございますが、是は如何でござい
ますか、さう云ふ風になつて居るので
ありますか

○政府委員(柳田光男君) 第四條にあります、大體に於て是は先程申上げました大きな賣方になる方々は其の代表者、斯う云ふ意味でござります、唯現實は協議會の下に出来ます事務局、此の中には相當業界の方々と具體的にそれゝの機關なり有價證券との間に緊密な連絡を取らねばなりませんので、具體的に處分を致します場合には、勿論金融機関等の方々と具體的にそれゝの場合もして、又現實の問題と致しましては、是等の協議員が有價證券業者、金融機關等の方々と具體的にそれゝの場合に於きまして、十分に御相談をして行く、協議員としては、さもなければ圓滑に公正な處分と云ふことは出来ないのでありますから、其の運営の點に於て萬遺憾のないやうにやつて行く、協議員としては、賣る方の代表者が集つて御相談をすると、斯う云ふ工合に考へて居ります。

○藍澤彌八君 あゝさうですか、實は私は此の中に相當業者の経験のある者を御加入になる方が運用上、且つ消化の部面に於きましても、非常に宜いのぢやないかと考へたものですから、さう云ふ點を伺つたのですが、今政府の御答辯に依りますと、賣る方だけを糾合して、それが協議員のメンバになつた、さう云ふ趣旨なんだと云ふことでありますれば、それも已むを得ないと思ひます、能くそれで了解致しました、それから一體指定證券に屬するものの

と思ふのでござりますが、我が國産業の大部分迄には行かぬかも知れませぬが、我が國産業の資本の約半數に近いものが今回政府の財産税の対象に依つて茲に指定證券として統一せられるものと思ふのですが、此の大きな處分は随分困難なことだと思ふのですが、一體政府は此の期間をどう云ふ風に御考へになつて居るか伺ひたいのです、御承知の如く、既に財産税は本年度の豫算に計上せられて、消費の對象になつて居ると思ふのであります、さうしますと、出来るだけ早く此の處分を完了しなければならぬと考へられる譯であります、政府は一體之に對する期間はどう考へて居るか、一つ御示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(鷹田光男君) 御承知のやうに財産税等に依りまして、國庫に納付せられた有價證券等に付きましては、又外の持株整理委員會等が預りました有價證券等に付きましても、出来る限り早く處分すると云ふことは必要であるからと存じますが、唯急ぐばかりが能ぢやございませぬ、矢張り是だけ全體と致しまして……資料で御配りしてあるかと存じますが、差當り見ただけでも、百八十數億と云ふものが動くやうな情勢にござりますので、其の他のものを入れますと相當もつと大きなか金額になるかも知れませぬ、之をまだ存じませぬので、矢張り潮時を見まして段々と此の協議會で相談をして、捌いて行くと云ふことになりますので、滑に且つ公正に此の處分が出来るとは思ふのでござりますが、我が國産業の大部

致さねばならぬと思ふのであります、それが具體的にどれ位掛かるかと申しますのは、只今ちよつと申上げ兼ねるのであります、それから今度は財産税關係の歳入の方であります、御承知のやうに物納されました財産に付きましては、其の七割五分の範圍内に於て公債を以て發行することが出来る、處分致されまする迄の間公債の發行に依つて繋いで行く、大體今年度の豫算に於きましても百八十六億の公債發行を豫定してございます、唯此の公債の發行に付きましては、日銀引受と云ふよりは、出來る限り民間に、直接金融機關その他に、消化をして戴いて、詰り國民の蓄積せられた資本を動員するで申しますか、まあさう云ふ風なことを今折角研究致して居る譯でござります。

と云ふ問題がありまする際に、此の處分は何等目安が付かない、と、斯う云ふことは、どんなものかと考へるのであります、一體政府は此の消化に付で何等か特殊な構想を以て投資層を開拓する、開拓させる、斯う云ふ風の御構想はないのであるか、昨日は大藏大臣の御答辯の中に、約三割程度のものは從業者に持たせ、而もそれに對する資金の供給は政府で世話する考だと、斯う云ふ御答辯のやうに承つて居んですが、一體それは一つの證券消化の便法でもあり、又民主化の線に沿ふ方法でもあらうかと思ひますが、一體補助をするとか金融をすると云ふことは、實際の國民貯蓄に依つて産業を育成する建前から云つたら、宜くないんぢやないかと思ふのですが、其の點に於て政府は他に何か此の投資層を作る或は投資層を助成する、斯う云つた方法に對しての御構想はないのであるがどうか、斯う云ふことを伺ひたいのであります。

は、一つはまあ經濟民主化と云つたやうなラインに沿ひまして致します譯でありますて、唯從業員の方々にお持ち願ひます場合に於きまして、其の當事者の間に話し合が付きまして、尙多少若干資金が不足するとか、さう云ふ風なことがあります場合に於きましては、勅令五百六十七號ボッダム勅令の、先般出ました會社の資金保有の制限に依りまして、其の第十條にありますやうに、特定の金融機關をして、特別の場合に限つて之を一時金融をしようとする。斯う云ふ構想は持つて居りますが、は何處までも有價證券を廣く國民の間で分散して、經濟の民主化を圖らるとして云ふラインを探つてございます、それを培養するとでも申しますか、涵養して行くとでも申しますか、さう云ふラインで行つて行かう、斯う云ふ趣旨でござります。

本の民主化になるのではないかと考へて居りましたのであります。何の構想もなくして百八十億とさう言ひますが、新株がありますから大凡二百億以上のものであります。又價格の騰貴が起つた場合には三百億とむ計算せらるべき數字ではないかと思ふのであります。斯かる多數のものが何等の構想もなくして消化されるだらうか。斯う云ふことだけでは私は到底其の消化は困難である、斯んな風に考へますが、如何でございませう。

○政府委員(鶴田光男君) 農地證券でありますとか、國債等に依りまして此の株を買ふ途が拓けるかどうか、是も十分研究を致して居ります、唯今一度處分致しまする此の賣方の他の中味に依りまして色々場合があるのでござります、政府が財產税として納付せられました有價證券を賣ります場合に於きまして、是は一應戻入に見て居るのでありますので、之を農地證券、國債等で御納め願ひますと、それはそれで又償却しなければならぬと斯う云ふことになりますて、實はさう言つた點は多少研究する點があらうと思ひます、又持株整理委員會のものを處分致しまするやうな場合には、國債なり農地證券なりで受取ると云ふやうなことも考へられるのではないかと思ひますので、斯う言つたやうなことに付きまして、今細かく研究を致して居ります。

○藍澤彌八君 一體此の處分が遅れまると、私は日本の産業の状態が殆ど嗜眠状態に陥つて、少しも其の活動が少研究する點があらうと思ひます、又持株整理委員會のものを處分致しまするやうな場合には、國債なり農地證券なりで受取ると云ふやうなことも考へられるのではないかと思ひますので、あります、是は國家も望むことだと考

へて居るのであります、其の意味に於きまして、私は助成、さう云ふやうなことに付きまして、私の申しましたことが多少の参考になり、又政府もそれに對して御調査をし、御構想を持つて居ると云ふことでありますから、是非此の構想の線に沿うて此の消化の速かに行きますとするやうに、國家經濟の再建の一步も早からむことを希望致しまして私は此の質問を終ります。

○伯爵金子武麿君 證券處理調整協議會と云ふものの構成を拜見致しますと、政府の官吏一名、其の他は特別經理會社等の委員と云ふことで、是だけの有價證券を相當整理……賣つたり、今の政府の御答辯のやうな賣り方から轉旋して行くと云ふやうなことになりますと云ふと、色々な產業別に此處に出て居りますが、是は唯是だけの政府の官吏だけでなくて、もつと各省の、商工農林あたりの官吏もはつきり此の協議會に御加はりになつた方が宜いのぢやないかと思ひますが、其の點に付て御考はございませんか

○政府委員(鶴田光男君) 此の證券處理調整協議會の方は先程申上げましたやうに、大きな賣り方が集まりまして、其の處分の方針なり、更に具體的なことを決めて行からと云ふのでありますまして、評議員と致しましては、例へば財產稅關係で納入せられました證券を處分すると申しますが、政府の所有権者として居る有價證券を處分すると云ふ建設長と云ふのが其の方の第一の責任者でありますと云ふ譯であります、さう云ふ風な工合でありますと、關係機關が集ります

結果、官吏が表面に入りました所は割合と少いのですが、唯下部精勤課と申しまして、事務局を持ちまして、申しました通り、外側からは金融機関なり、有價證券業なりの方の御参加を願ひまして、又關係官廳の方もそこに入りまして、十分に今仰しやいましてやうな事柄に付きましても、艱難を致しませぬやうに、廣い見地から具備的な案が出来まするやうに努力致しました。斯様に存じて居ります、御了承を願ひたいと思ひます。

○伯爵金子武麿君　さうしますと、有價證券の處分の斡旋に關する事項と云ふことになれば、事務局でさう云ふ相當な案が御出來になる迄、又政府委員の御答辯に依つても廣く大衆に分布して民主化を圖ると云ふことであれば、餘程はやり方を……今藍澤委員が仰しやるやうに、色々の方針を御持つて居つて發足されないと、唯漫然となすつやうどうかと思ふのであります、例へば此處にあります制限會社、若しくは財閥から出て來ました肥料會社の株なんと云ふものは、農村の農民に廣く御持たせになつたらどうかと思ふのでもあります、例へば此處にあります新圓なんか、今言はれふ、さうすると新圓なんか、所謂農村自體で肥料會社をやると云ふ、さう云ふ御方針のも若干の吸收が出來やしないか、勿論全部肥料會社の株が農村に行くと云ふこともござりますまいけれども、そこで幾らか生産者と消費者の直結と云ふことも出來、且つ農林省の御考にないが、生産者の株を消費者大衆に矢張り撒いて居つたやうな、所謂農村自體で肥料會社をやると云ふ、さう云ふ御方針にも合つて行つて宜いぢやないか、生

行くと云ふやうな御構想の下に、總て……總てとは申さないけれども、御議會の運營を政府自體が御方針を立ててやつて行かないとい、今藍澤委員の言はれるやうに、何年掛つても出來ないと云ふやうなことに陥りはしないか、此の點餘程偉大な決心を持つて政府は臨まなければならぬと、斯う云ふ風に私は考へるのであります。

○政府委員(鶴田光男君) 御尤もございまして、此の協議會が今下準備を致して居りますが、出来上りまして具体的に要す致しまする迄の間に、日御指摘になりましたやうな事柄、其の他色々なことをはつきりと決めまして其のラインに従つてやつて行かう斯様に存じて居ります、それから何年掛るか分らないぢやないか、十年、二十年、三十年掛るなどと云ふことは毛頭考へて居りませぬ、實は餘談になるとも存りますが、他方今やつて居ります貯蓄運動に於きましては、十一月から三ヶ月迄五百億以上のものを目標としてやつて居ります譯でございます、どんなに致しましても月に入九十億圓、百億位と云ふものは集めて行きたい、さらしますと年間を通じまして千億と云ふ風なことに相成る譯であります、さう言つた國民時説と云ふことが他方出来るやうな情勢でありますならば、三百億にしましても有價證券の直接投資の氣風と申しますか、さう言つたやうなことを國民の間に十分に納得してあります、はつきりと何箇月、或

は一年なら一年で之を處分をして見せると云ふことになりますと、株、有價證券の内容にも色々なものがござりますので、斷言は致し兼ねるのであります。が、其の大部分のものに付きましては、そんなに長く掛るものぢやないのでありますから、どの位掛るかと云ふことは、つきり申上げられないのですから、が、出来るだけ早く相當手際よく行くだらう云ふことは、大局的に見ては、方でも御善處願ひたいと思ひます。次第であります。

○伯爵金子武麿君 能く了解致しまして、消費大衆と云ふものの今申上げる順序をすつと……例へば株とか、或は其の特定契約の關係とか云ふ風に……

○委員長(男爵倉富鈞君) 自然さうふことに御願ひしたいと思ふのですが、それから今委員の方から御注文があつたのでありますが、席に居ると皆さんの聲が聞きにくい所があるので、成るべく委員が御聞き取りになれる程度に御要請願ひたいと思ひます。

○男爵村田保定君 増加所得稅法案の質問は打切られたのでありますか?

○委員長(男爵倉富鈞君) まだ打切れませんが、次の方に幾らか移つて居りますが……

○男爵村田保定君 後で質問して宜うございますか?

○板谷頼助君 株の問題に付て、外の諸君から御質問がありませぬから、私は地方の縁故者に三分の一、或は指定證券、或は財産税に取る物納の關係の處分は、政府の分布の構想とでも申しますが、従業員に三分の一、或は三分の一と云ふ風に御考になつて居るのであります。するが、藍澤委員、金子委員から御質問になつた通り、今は株を分けてやらうと言つて見た所が、會社のもの的内容が安定して從つて配當がどの位取れるかと云ふ自安が出来て來なければ、株を引受ける者はありはない、だからして例へば補償打切の結果、御承知の通り未だに資産に對する評價の基準と云ふものは決つて居らない、だからして一日も早く基準を決め、あなたに質問しても仕方がないと思つて、さうして其の會社に對する現在の資産状態がどう云ふ程度になるかと云ふことを決める必要があると思ふ、是はあなたに質問しても仕方がないと思ひますが、安定本部でも頗りに、未だに關係筋から何等の返事がないと云ふやうなことを言つて居りますが、要するにそれが決らなければ、如何に政府が賣出すと言つても引受け手がなき、それから従業員の三分の一の問題であります、是は從来は私共關係會社に於ては従業員に株を皆持たした、持たしたけれども、少し値が良くなると皆賣つてしまつて、持ちはしなない、でありますからして、従業員に持たせると云ふことに付ては、恐らくは作つて、さうして所謂團體に依つて之を買はせる方法を考へて行かなければなりません、さうすると何か任意組合で全額を買はせなければならぬ、持ち手はないと思ふ、中にはそれはあるでありますからして、從業員に持たせると云ふことに付ては、恐らくは作つて、さうして所謂團體に依つて

ばならぬ、之に付ては大藏大臣は、出来るだけ融資の方法を考へてやることふやうなことを言つて居られます、でありますから私は平和株は別問題としても、先決問題としては、補償打切の結果、資産の評價の基準を先づ第一に定めて、其の會社の内容が如何なる程度であるか、現在市價などで色々な大體の目安が付いて居りますけれども、果して是が會社の實際に觸れての評價であるかどうか、私は相當に疑問を持つて居るでありますから、政府は先づ第一に之を御急ぎになる必要がある、然らざれば株式の處分などは出来ない、此の會社の内容は此の位の程度で、此の位の配當が出來ると云ふことでなければ持ち手はありはしない、それから金子委員の仰つしやる通り肥料株の如きは等はこんな協議會が早く出て農民に處分出来るやう準備なさつたが宜い、そこで、あなたが今申上げた所の資産の評價基準と云ふものにて何か御聽きになつて居りますかどううか

○板谷順助君　どうも是は率直な申上です。この混濁たる時代には、或程度迄は迅速主義でも宜しい、どん／＼目標を付けてとにかく実現つて居たが、今は御話した肥料株なんか、農家は非常な金を持つて居る、いつでも賣れる、それが協議會でなければ處分が出来ないとか何とか言つて居たのでは、時機が遅れてしまふ。此の問題は御考へ願ひたい、それから未拂込の株の問題、是はどうなりましたか、まだ未決定であるやうに聞いて居りますが、どう云ふ風に今なつて居りますか？○政府委員(橋田光男君)　未拂込の問題も評價基準の問題と併せまして非常に大きな問題であります。是も今色々具體的な案を作りまして、關係方面と相談中であります。まだつきとくと右か左か決まつて居ませぬ、是甚だ申し譯なく存じて居りますが、さう云ふ状況であります。

ふりしす
るの
はつ
とを直ちにおやりにならうとします
と、今後仕事が圓滑に進捗しないの
れるか否やと云ふことに非常に不安
持つて居る、若し強いて、さう云ふ
ますかが、此の點は我々は無論、國民と
しまして、此の經費の輕減を圖ること
には全力を盡したいと思つて居り
す、どつも只今の状態では非常にそ
が困難である、而も此の特定委員と
ふやうなものが、果して民間の意思
入れられるかどうか、適當な價格が
められるか否や、一方的に官僚のみ
おやりになると云ふことになりまし
ならば、どうも業者との摩擦も生じ
して、今後進駐軍の工事が圓滑に行
と云ふことは期し難いと思つて居り
す、之に對しまして、復興院の方が
見えになつて居りますから、此の點
付きましての御考を伺ひたい

於てはもう少し之を緩めると云ふやうな色々な方法が考へられねばならぬと思ふのです、其の方が寧ろ工事費を低下する所以だと思ひます、之に對しまして、政府と致しましては、何か斯う云ふ手を一つ御考にならなければ、現在のやうに、もう発註が非常に至る所に出て、それが期限を厳しく決めて、それで出来ないと云ふと、業者は何んとか言つて脅される、さうしますと自然に闇の物を買つてやらなければならぬ、最近のガラスとかはセメントなどの相場と云ふものは、實にどうも信じ難い値段であります、併しそれも我々は買つて早く仕事をしなければならぬ、斯う云ふ状態の下に行ふのであるが、成るべく之を一つ今後政府は御考になつて、さう云ふ點の調整を一つ御考へ願ひたい、それからもう一つ承りたいのは、此の特定契約委員會であります、此の構成はどう云ふやうな構成になりますかと斯う云ふ三つの人々が集つて、公平な判断をすると云ふことで、非常によく、且つ安んじて業者も仕事を出来ると言ふのであります、此の特定契約委員會と云ふものが我々の死活の命を握るやうに思はますが、此の構成は、どう云ふ風におやりになる御考でありますか

ふか、頗くは復興院などに一元的に御集めになつて、さうして我々が受託をすれば工事の調整がうまく行かないと思ひますが、其の邊は如何ですか。

○政府委員(長沼弘毅君) 工事關係に付きましては、今後復興院で全部一元的に統合致す積りであります、唯御知の如く何分にも相手のあることでもあります、日本側だけで決定致し兼ねるやうな場面が屢々出て参りますので、御希望通り参らないやうな場合も實はあるのであります。

○男爵村田保定君 第一條の特定契約の相手方と云ふのは何ですか。

○政府委員(長沼弘毅君) 工事を施工致します所謂業者であります。

○男爵村田保定君 さう致しますと、政府と進駐軍と言ひますか、斯う云ふ工事をして貰ひたいと云ふ工事の発註者と實際の仕事をする業者と第三者がある譯ですが、其の關係はどう云ふことになりますせうか

○政府委員(長沼弘毅君) 法律的に申しますれば、進駐軍と云ふのは表には出て參りませぬ、事實上の注文者ではございますが、法律的には政府が注文者で、從つて政府と業者との關係だけが表には出る譯であります。

○男爵村田保定君 契約面には政府と業者との關係だけしか、最初から終ひ迄表れて來ないのでですね、處が事實は一番大きい支配力をを持つて居るもののは發註者と言ひますか、進駐軍になりませぬか、そこで今迄此の問題に付て、質問者も色々な疑問を起して居られるやうな面倒な場面が出て来る譯ですが、例へば是は政府と業者との間に於て契約が出來て、指定金額、支拂

○男爵村田保定君　さうしますと、進駐軍の關係するることは、此の工事の進行の指圖と云ふことだけに止まつて居る譯でありますか、進駐軍と政府との關係が調整されて居れば、あと契約は單純に政府と業者との間で行くので、餘り面倒なこともないやうにも考へられるのですが、其の關係は色々な場合に、例へば此の節進駐軍の支拂が悪くなつたと云ふやうなことを言はれる場合には、政府の支拂が悪くなつて行くから、そこには又別の關係が出て来ると思ふのですが、進駐軍關係の支拂が悪くなると云ふのは何處から出て來るのですか

○政府委員(長沼弘毅君)　是は實に色々な原因がございまして、あつさり斯う云ふ譯だからと云ふやうに簡単に申上げ兼ねるのであります、一例を申しますと、根本的な問題は、例へば兵舎の建築と云ふ風なものは、政府側で全然計畫が分つて居ない、何處で何が造られるかと云ふことがさっぱり分つて居ない、それから飛行場を造られると云ふのも、何處でどう云ふ飛行場が造られるかと云ふことも全く分らない、是がいきなり二月以内に何億圓の飛行場を造れと斯う言はれまして、も、豫め資材等を全部購入まして、目的に計畫を進めて、契約者と値段の

協定迄も出来上りと云ふやうな取扱いは實は参らないのであります、それから跡のビルディングをいきなり支拂へば十月なら十月中旬に何億の註文と云ふ譯には參りませぬ、さう云ふやうな事で、どれだけのバイブが要るのかと云ふことも、事前に勉強して掛ると云譯には參りませぬ、さう云ふやうな事とで、支拂の方も實際計畫的に支拂へば十月なら十月中旬に何億の註文と云ふ譯に參りませぬ、のみならず、例へば十月なら十月中旬に何億の註文と云ふことを見合ひまして、それに相當の歳入の金繰りを用意して置くと云ふ譯にも参らない色々な原因が實にある譯であります。

○政府委員(長沼弘毅君) それは申す
迄もないことでありますて、先般來總理からも最高司令部の方に正式に申入を致して居りますて、私共も事ある毎に事務的には十分相當強く色々話を致して居ります、簡単に私共の今話合を致して居りまするポイントを申上げますと、第一は計畫を事前にはつきり分らして貰ひたい、それから期限の緩和をして貰ひたい、尙所要資材に付て、現在の日本の經濟に於ては背負ひ切れない物が澤山ありますので、此の點は現物で支給せられるなり、乃至はクリジットを設定すると云ふ風なことを願ひたい、又工事の期限と云ふものは是非緩和して貰ひたい、又代用品の使用と云ふことも是非十分認めて貰ひたい、それから中央で色々詰合を致しますても、實は現地軍に勝手なことを註文されてしまひますと何にもならぬ譯でござりますので、中央の計畫が現地軍の末端迄十分に浸透するやうに、又各現地軍毎に工事なり施設なりの件を決めて貰ひたい、まあ色々う云ふ點に付きまして折衝を續けて居ります、最近は財政面の非常な重壓と云ふ風な點も先方で十分考へて呉れまして、例へば日本の現在の經濟生活から申せば少し賛澤である何億圓のゴルフ場と云ふやうなものがある譯で、さう云ふやうなものは先方でも積極的に工事の中止を命ずると云ふ風な所迄非常に協力して呉れるやうな傾向に向ひつあるのでござります、尙出來るだけ努力を致したいと思ひます

○藍澤彌八君　只今の村田男爵の御質問に關して私も考へたのですが、又政府委員の御答辯の中にもあつたと思ひますが、昨日政府委員から此の進駐軍費の豫算及び現在迄使つて殘額が幾らと云ふ御説明があつたのであります。が、只今の政府委員の御説明に依りますると、中央に於ての費用は大凡見當付く譯であるが、地方の進駐軍の使つた費用はさつぱり分らぬ、斯う仰しやつたやうに思ひますが、さう致しますと、地方から相當の出費があると云ふことが又重ねて豫算面に現れて来ると思知して宜い譯なんでございませんか

○事實豫算であつて、實際の費用はもつて申上げ兼ねますが、現在豫算上の、其の點は如何でございませうか
○政府委員(長沼弘毅君) 是は確定的には申上げ得ることです、其措置をして居る金額是非賄つて貰ふやうに懸命に折衝中であります
○藍澤彌八君 結果は分らぬと居ふ譯ですね
○板谷順助君 私も今の問題に付て伺ひたいのであります、今村田委員から御話になりました通り、政府も出来るだけ努力はして居られるだらうけれども、どうも國民經濟に重大な影響があり、財政非常に困難の場合に於て、勿論敗戦國として、占領目的を達する爲に出来るだけのことはしてやらんけれども、是では國が潰れてしまふ、若し從來のやうに先方の註文を満足させてやれば、國の財政は破滅する、そこで御承知のやうに消費經濟は殆ど其の方面へ使はれて居る、だからして御承知の通り九十三億、是が一時日本銀行の假拂になつて居つて、果して占領軍の方で持つて貰へるものか、日本の負擔になるのか分らない、併し愈々日本の負担と云ふことに決つた結果、今度は更に公債として提案された譯であります、だからしてあなたの方は、出來るだけ資材を、今我々の方では出來ませぬから、資材の輸入を一つ斡旋して貰ひたい、此の運び方を、今

居るだらうが、もつと徹底的に御やりたいと思ふ。それから大體進駐軍の費用の殆ど六割は工事費であります、土建業者に言はせると期日は必ず間違なくやれ、期日が遅れたならば罰金だと、軍法會議に付すと云ふ重大な命令が出で居る、従つて闇でも何であります、もどん／＼買つてやらなければならぬと云ふ實情であります、處が此の代金の支拂に付て、聞く所に依ると七割より拂はない、後三割は保留して居る、或は見積が正當であるかどうか、私は分らぬけれども、或は眞面目に見積を出して、さうして後の三割が取れぬが爲に、非常に苦しんで居る者がある、七割概算拂で、後の三割は取れるが取れぬか分らぬと云ふやうなのは、或場合に於ては七割で相當利益のあるやうな見積をやつて居るのぢやないかと思ふ、假令進駐軍の命令であると言つても、日本政府の責任に於て此の工事はやるのであります、其の點を能く御参考になつて、資材が足りないならば、資材を出来るだけ提供して貰ひたい、斯う云ふことはもう初めから仰しやるべきものでなかつたかと思ふ、若し此の儘で進んで行つたら國の財政は破滅です、恐らく進駐軍の方でも日本の財政を能く御考になつて、それが爲に例へば京都のゴルフ場の如きものは御止めになつたと云ふことであるが、もつと積極的に努力して戴きたい、だから場合は依つては日本は今日敗戦國でありますから、もう屈辱などと云ふことを考へて居る必要はない、或程度擔保を提供しても外資の輸入と云ふよりは、物資の輸入、之を考へなければなりません、此の上とも努力して、さうして

ふやうに御配慮願ひたいと思ひます。
○委員長(男爵倉富鉤君)　此の問題の中
付て、まだ御質問もあるかと思ひます
が、もう彼此十二時でありますから、
茲で一旦休憩致しまして……
○板谷順助君　ちよつと伺ひたいので
すが、此の進駐軍の費用の内譲の中
に、賠償管理費が五億七千八百萬圓と
云ふものが計上されて居る、是は賠償
物件を今度撤去するに付て、進駐軍側
の方で管理して居るのですか、金額が
如何にも、多過ぎるやうに思ひます
が……
○政府委員(長沼弘毅君)　是は日本側
で管理致して居りまする管理費用で
あります
○板谷順助君　日本側の管理として甚
んなに金が掛るのでありますか
○政府委員(長沼弘毅君)　是は實際申
しますと、戦争中機械などを山に穴をあ
掘つて全部入れた、斯う云ふものをおな
部掘り出して原状に回復しなければなら
ぬと云ふやうに、是は一例でござい
ますけれども、唯在る姿のものを其の
儘じつと持つて居るのではありますま
ね、油をやつたり、錆を取つたり、何
時でも動かし得る状態に回復して置く
必要があるのです
○板谷順助君　それから工場の跡片跡片
に三億九千萬圓の支出がある、是はど
う云ふ……日本の政府の責任に於
て、日本の労働者がやるのでせうか
○政府委員(長沼弘毅君)　ちよつと私
の持つて居りますのに、どうもさう云
ふのがありませんが……
○板谷順助君　跡片附三億九千萬圓、
是は此の間説明員から聞きました
○政府委員(長沼弘毅君)　報償費と申

ので、移轉費用とか、實は色々なもののが入つて居りますが、爆薬処理を今やるのですから、それからジープで砂務者が繰かれましたり、さう云ふ性質のもので、色々なものが入つて居ります。

○河西豊太郎君 今の問題に付ては政府委員の御話で能く分りましたが、今迄進駐軍の注文で、中央若しくは地方に於て、今の御話中にも建設物の非常に立派過ぎるものは断るとか、話合をするとか云ふやうなことを承つたが、過去の實例に於て先方の注文は悉く実現されてありますか、或は日本政府、若しくは日本當局の側から見て、是は行不通なものに對しては、そこに何等かの過ぎがありますか。

○政府委員(長沼弘毅君) 過去の實例に於きましても、例へば材料等は先方の注文よりは遙かに質の悪い物にして貰ふと云ふやうなことは、極力やつて居ります。

○河西豊太郎君 それは先方に交渉の上ですか、こちらの手心だけですか、今私のお尋ねする意味は、日本政府に、先方の言ふことに付て唯命是赴くふ……之に對して何等かの強い決意を以て事を處理して來て居るか、居らなか、私の伺ひたいのは其の點です。

○政府委員(長沼弘毅君) ちよつと速記を……

○委員長(男爵倉富鈞君) 速記を止め

〔速記中止〕

して、午後一時から再開致したいと思
ひます

午前十一時五十一分迄

○委員長（男爵倉富鈞君） それでは午前
前に引續いて開会を致します、間もなく
く大藏大臣御出席の筈でございますけれども、
其の間の時間を利用致しまして、昨日御詰り致しましたやうに、衆
議院提出の戦時補償特別措置法の改正
案に付きまして、便宜主税局長から衆
議院の改正要點並にその理由、之に對
する政府の御所見を伺ふことに致した
いと願ひます。
○政友委員（池田勇人君） 私から便宜

上衆院提出の戦時補償の一部を改訂する案に付きまして、其の提案の理由並に趣旨を御説明致します。御承知の通りに戦時補償特別措置法第十二條に於きましては、民法三十四條の規定に依つて設立された所謂公益法人のみならず、又營利目的としない法人或は團體に對しまして、戦争保険金に基く特別税が課税になります。まことに、戦時補償特別税審査委員會の議に附しまして、其の特別税を輕減免除する規定があるのです。從ひまして此の十二條の規定に依りますと、輕減免除を受けます税は、戦争保険金に基く、所謂火災保険に基く戦時補償特別税に限られて居るのであります。併し實際面に於きましては、京都等に於ては舊防空法の規定に依ります所の補償請求權でありますとか、或は強制疎開に依りまして建物を賣渡したものに付きまして、先程申上げました

やうな公益法人や或は營利を目的しない法人が全部課税を受けることになると酷である、斯う云ふので、戦時補償特別措置法の第十二條中「現に別表二第一號」の下に「及び第五號」を加へまして、戦争保険金に基くもののみならず、舊防空法に依りまする疎開に依る請求権に付きましても、戦時補償特別税を輕減免除すると云ふ趣旨から、改正案を提案して居られるやうでござります、唯御承知の通りに、戦時補償特別措置法に依りまする申請は、十二月の十四日が期限になつて居りますので、もう既に此の法律を施行致します時は是は納稅済になつて居ります、從ひまして此の改正案が兩院を通過致しました場合には、もう納稅済になつて居りまするから、附則に「改正後の戰時補償特別措置法第十二條第一項の規定により輕減又は免除される戦時補償特別税で、この法律施行の際既に納付されたものについては、命令の定めるところにより、當該稅額に相當する金額を還付する」斯う云ふことに致しまして、遡りまして輕減免除の規定を適用せむとするのでござります、簡単でございますが、衆議院の提出の「戦時補償特別措置法の一部を改正する法律案」に付きまして御説明を申上げた次第でござります。

問題は新聞獲得、所謂闇に依つて多大の利益を得た者から増加所得を取ると言ふ建前であつて、従つて是は個人と組織と申しましても、例へば相當の事業會社であつても、公定だけでは儲かるぬ、利益が舉らぬと云ふやうな關係からして、一部は公定で賣り、一部は闇で賣ると云ふやうな會社も相當にある、従つて又有限會社の如き、二十萬圓以下の會社を作つて、さうして所謂闇の賣買、之を盛に行つて相當の利益を擧げて居るものも澤山ある。あるからして、若し徹底的に新聞獲得に依つて暴利を資つて居る者から増加所得を取ると云ふことになれば、是等も一様に取締をして、徹底的に調べなければならぬが、此の法案の適用に依つて、今申上げた所謂個人同様の會社、是は取締が出来ますか、或は課税することが出来ますか、之をはつきり一つ……、あなたは昨日は認定云々と云ふやうな御言葉があつたけれども、是は認定ではない、是は法律其のものと見ふのでありますから、此の法律の範圍に於て其の法律が適用が出来るか出来ないか、若し適用が出来ないとすれば之を改正する必要があると云ふ風に考へるのでありますか、どうでありますか

ござります、而して個人の業務其の他の財産に關しまして此の調査をして行つて上に於て、法人にも持つて行つて法人の帳検査や或は質問をすることがござります、其の時に法人の使用人が十一條或は十二條二號乃至四號の規定に違反した場合でありますと、課税の問題は完全規定致してございませぬ、是が第一點、第二點は、個人の方に對して増加所得税を取るのならば、法人に對しても矢張り是と同じやうな趣旨で臨むべきではないか、斯う云ふ御質問だと思います、法人の方に對しましては、只今の法人税法で十分でござります、何故かと申しますと、此の増加所得税は先程來申上げて居ります通りに、二十一年分は前年の實績で課税して居ります、然る處二十一年は經濟が膨脹致しまして、二十一年分として決定致しました所得よりも非常に個人が殖えて居ります、さうして政府は二十二年、來年からは其の年の所得税は其の年の所得から納めて貰ふ、斯う云ふ豫算課税制度に改めるのであります、さうすると二十年の實績で二十二年を安く決めて居りまして、さうして其の二十一年が非常に殖えたと云ふ時に、其の差額の分を今度取つて置かなといと、二十二年からは豫算課税で行きますから、永久に抜けることがある、斯う云ふので二十一年に限つて其の差額を取る、斯う云ふ考へ方でござります、而して豫算課税とはどうかと申しますと、二十二年になつて豫算課税が兩院の議決を経まして施行になりまつた時に、我々の考では、二十二年の一月から三月迄の所得に付きましては四月の末に納めて貰ふ、或は四、五、六

貴ふ、斯う云ふ風に區切りまして、一月末に納める、さうして翌年に至つて之を翌年一月末に更正致しまして、豫算課税が植えて居る場合には還付する。少い時は追徴する、斯う云ふ建前に致して居るのであります、而して法人の所得は、是亦先般申上げたやうに、各事業年度の所得を事業年度終了後申告して徴収する、斯う云ふことになつて居ります、従ひまして法人が一月から六月迄の事業年度であれば、七月末迄に申告して八月末には取れる、斯う云ふ今後の建則になつて居りますから、只今の處法人の所得に付きましては、大體個人の豫算課税を取つたと大體同じやうな結果を來すのではないか、併し是亦只今研究致して居りますが、六箇月の事業年度の法人所得税ならば割合に所得に近く取れるけれども、一年の法人所得税ならば是亦一年遅れになるぢやないか、斯う云ふ懸念があるのぢやないかと思ひます、斯かる場合に於きましては、一年の分に付ては半事業年度で取ると云ふこと迄進まらかと思つて居りますが、是は結論は通常議會に提出したいと考へて居ります、從ひまして法人ならば豫算課税と申しますが、實績の課税と申しますか、兎に角六箇月毎に決算を出すのでありますから、豫算課税とも言ひ得る、唯個人の豫算課税を六箇月毎に取るとすれば、法人と同じやうな建前で豫算課税のでも行つて居るのであります、従ひまして法人に付きましては一年のづれがございませぬ、從來から豫算課税的になつて居るのであります、それで法人の増加所得税は今の處出さなくてもい

い、二十一年分の個人の増加所得税を今取つて置かないと、永久に取れなくなる、斯う云ふ考で居るのでありますから、法人の増加所得分に對しましては、三割超過致しました時に超過分に對して八割七分六厘の所得税だけを徵收する建前で、所謂最近儲けました法人に付きましては、此の法案が通過致しました場合の個人と同様に、相當進んで所謂暴利を剥奪することが出来るに相成つて居ると思ふのでありますす。

思ひます、之を徹底させるにはどうぞ
るかと云ふことに付ては、要するに此の新聞を幾ら持つて居るか、或は、又
此の新聞が何の物に變つて居るかと云
ふこと迄行かなければ、公平に取扱ふ
ことは出来ませぬ、或は町内會長とか、
部落會長とか、警察官吏を利用し
て云々と云ふことがあるが、是は一朝
間違ふと、所謂苛斬誅求、私有財産に
對する色々な問題が起る、色々な問題
が起るから、此の點を能く御考になつ
て、詰り之を徹底的にやると云ふなら
ば、今私が申上げたやうに、新聞を再
封鎖しようとは言はぬ、しろとは言はぬ
が、此の新聞を持つて居ることを明か
にし、或る物に變つて居ると云ふ所迄
行かなければ徹底はしませぬで、其の
間非常な不公平が出來る、所謂正直の
が馬鹿を見ると云ふやうな結果になる
から、之に付ての取扱をどうなさるか
と云ふことを昨日來私は質問して居る
けれども、あなたは、どんなことをし
ても取るんだと言つて居るけれども、
道義がすれど、殆ど思想が悪化して居
る今日に於て、平時ならばそれは出來
る、今日は甚だ困難だと思ひます、今
の所謂豫算の四十五億と云々、是は確
かに取る見込がありますか

の方法と云ふやうな御質問と考へる
であります。さうではありますねか
○板谷順助君 私の申上げたのは、兩
するに此の初めの目的に書いてある通
り、新圓獲得で以て、所謂増加所得に
對する課税をしようとする云ふので
あります。之を全部取扱するに付て
は、徵稅の方法に付てもどう御考
つて居るか、或は又法人稅云々と云
ことが法律の上に於ては取ることが出
来るかも知れませぬが、一面に於て關
の賣買と云ふものは、それは決してあ
なた方が法人稅に依つて取ると云つて
も取れやしない、之はどうなさるか、
此の目的を達するに付ては徹底しなけ
ればならぬ、不公平が起るもむを想
ないと云ふのは政治でない、それを
今伺つて居る

力を受け、税務官吏が一生懸命にやることでござります。○板谷順助君　政府當局はそれ程確信があるならば、十分把握し得る確信があるのをうなづいてござります。

さい、私は何も新圓獲得で暴利を得て居るものと云ふのぢやないけれども、あなたの方の今の御説明では、果して徹底が出来るかどうかと云ふのぢやないか、其の點を心配して申上げるのであります、我々は勿論協力することに異議がある譯ではないのであります、ここで大臣がおいでになりましたから、宜しうございますか

○委員長(男爵倉富鉄君)　宜しうございます

○板谷順助君　大臣、只今御聞きの通り、此の増加所得税の徵收の目的は、要するに三月三日以來新圓が舊圓に切り換へられた、其の後に於ける商行等或は其の他の收入に依つて増加したるものに對して課する、斯う云ふ建前にて此の法律が出來て居る譯であります、處が今主税局長の御話に依れば、兎に角此の新興の收入者に對しては、まあ徹底的に取ると云ふことを仰しやるから、出来るだけ御努力の上取つて貰ひたいと斯う思ふのですが、その間に此の第一種の所得は、大體に於て産業者、或は不動産の所得者と云ふことでありますするが、不動産の所得に付きましては、地代が、土地の價格と云ふものは二十一年度の春以來、現在に於ても、さう大した變りはない、従つて此の地代に對する經理統制令と云ふものがあつて、現在地方税などが非常に高くなつて、経費も非常に膨脹して居るやうな關係から、殆んど地代と經費と云ふものが、稍々收支償ふ位の程度

度であります、其の程度でありますから、之に對して私は餘り重きを置かないと思ふのであります、尤も其の關係に於て、此の税額は二千萬圓位の課税の見積りのやうであります、それとしましても、第二種の此の所得に對し山林の總收入から經費を引いた其の残りに課税する、斯う云ふ建前に當つて居ります、處が大體此の山林を直營すると云ふものが、從來に於ては會社關係が多い、山林伐採の所謂直營事業をやつて居るものは、會社關係が多い、處が個人の山林を持つて居る者が賣買する場合に於きましては、立主の儘賣る、處が此の法案から年々多くなりますと云ふと、管理費其の他の經費だけを引いて、さうして殘りのものに對する増加所得を掛けると云ふのでもありまするが、併し苟くも財產税を創設する場合に於ては、山林に於ける所の相當な、詰り評價と云ふものをして民衆の賣買する場合に於ては所謂原價と云ふか、評價と云ふか、其の基準になるべきものを引かないで、全部に對する課税をすると云ふ主税局長の御答申でありますたが大臣はどう云ふ御解を持つて居られますか

とは、理窟に於て甚だ不合理であると
思ふ考へるのでありますか、併し飽く
迄それを實行なさる御考ですか
○政府委員(池田勇人君) 便宜上私か
ら代つて御答へ致して宜しうございま
すか、御答をすることに致します、此の
山林の所得に對します増加所得稅法
案の第二種の所得は、山林は御承知の
通りに前年の實績で課稅致して居りま
す、で、昭和二十一年中に山林を伐採
致しました所得に付きましては、昭和
二十二年に課稅致して居るのであります
す、宜しうございますが、斯かる場合
に昭和二十二年から豫算課稅をして參
りますと、二十一年中に伐採した山林
所得の課稅が永久に抜けてしまひま
す、從つて二十二年にも山林を伐らない
場合にでも、今の稅法で行くならば、
二十二年に山林の所得を掛ける譯でござ
います、それを二十二年から豫算課
稅で行きますから、二十二年で納める
ものを繰上げて、此の増加所得稅法案
に依つて山林所得に課稅すると云ふの
でございまして、之を増加所得稅法案
に入れると、今の第二種の場合と云ふ
ものと考へ方が違ふのでござりますか
ら、其の點を御考へ置きを願ひたいと
思ひます

○板谷順助君 どうもあなたの説明で
は分らぬ、それは二十一年に掛けよう
が、二十二年に掛けようが、要するに
増加所得を割出す場合に於ける山林の
原價を見ないのは不都合だと斯う云ふ
のです、私の申上げるのは……是以、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのみである、それから尙最後に
伺ひたいのは、三月三日を基準とした

ことは、理窟に於て甚だ不合理であると
思ふ考へるのでありますか、併し飽く
迄それを實行なさる御考ですか
○政府委員(池田勇人君) 便宜上私か
ら代つて御答へ致して宜しうございま
すか、御答をすることに致します、此の
山林の所得に對します増加所得稅法
案の第二種の所得は、山林は御承知の
通りに前年の實績で課稅致して居りま
す、で、昭和二十一年中に山林を伐採
致しました所得に付きましては、昭和
二十二年に課稅致して居るのであります
す、宜しうございますが、斯かる場合
に昭和二十二年から豫算課稅をして參
りますと、二十一年中に伐採した山林
所得の課稅が永久に抜けてしまひま
す、從つて二十二年にも山林を伐らない
場合にでも、今の稅法で行くならば、
二十二年に山林の所得を掛ける譯でござ
います、それを二十二年から豫算課
稅で行きますから、二十二年で納める
ものを繰上げて、此の増加所得稅法案
に依つて山林所得に課稅すると云ふの
でございまして、之を増加所得稅法案
に入れると、今の第二種の場合と云ふ
ものと考へ方が違ふのでござりますか
ら、其の點を御考へ置きを願ひたいと
思ひます

○板谷順助君 どうもあなたの説明で
は分らぬ、それは二十一年に掛けよう
が、二十二年に掛けようが、要するに
増加所得を割出す場合に於ける山林の
原價を見ないのは不都合だと斯う云ふ
のです、私の申上げるのは……是以、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのみである、それから尙最後に
伺ひたいのは、三月三日を基準とした

ことは、理窟に於て甚だ不合理であると
思ふ考へるのでありますか、併し飽く
迄それを實行なさる御考ですか
○政府委員(池田勇人君) 便宜上私か
ら代つて御答へ致して宜しうございま
すか、御答をすることに致します、此の
山林の所得に對します増加所得稅法
案の第二種の所得は、山林は御承知の
通りに前年の實績で課稅致して居りま
す、で、昭和二十一年中に山林を伐採
致しました所得に付きましては、昭和
二十二年に課稅致して居るのであります
す、宜しうございますが、斯かる場合
に昭和二十二年から豫算課稅をして參
りますと、二十一年中に伐採した山林
所得の課稅が永久に抜けてしまひま
す、從つて二十二年にも山林を伐らない
場合にでも、今の稅法で行くならば、
二十二年に山林の所得を掛ける譯でござ
います、それを二十二年から豫算課
稅で行きますから、二十二年で納める
ものを繰上げて、此の増加所得稅法案
に依つて山林所得に課稅すると云ふの
でございまして、之を増加所得稅法案
に入れると、今の第二種の場合と云ふ
ものと考へ方が違ふのでござりますか
ら、其の點を御考へ置きを願ひたいと
思ひます

○板谷順助君 併しさう云ふ答辯をな
どあることを御承知の上私から御答へ致
しますが、併し飽く迄それを實行なさる
御考ですか

る財產稅を御取りになる、是は勿論已
むを得ぬ、已むを得ぬが、大體增加所
得稅を割出す建前が、前年度の所得金
額、増加したる所得金額から本年度に
於ける所の所得を差引いた増加所得に
對して課稅する、是は二十一年度、即
ち二十一年一月からですよ、さうなる
と、例へば前年度が十萬圓である、そ
れから三月三日の財產稅を届ける場合
に於ては十五萬圓である、さうすると
差引其の五萬圓に對しては、此の法案
の建前から言つたならば、一月と三月
の間に五萬圓殖えて居る、それに課稅
をさる、それから又一方財產稅が十
五萬圓として課稅をされるのであります
す、勿論財產稅と増加所得稅とは性質
は違ひます、性質は違ひますけれど
も、併しながら綜合して、財產稅は是
は一時の財產稅であるとして、財產
稅と増加所得稅を綜合して收入以上の
稅を納めなければならぬ、或は收入に
近い所の稅を納めなければならぬと云
ふ結果になる、二重課稅ではないかも
知れぬけれども、是は私はどうも不合
理であると云ふことを申上げて居つた
のであります、大臣の御見解はどう
でありますか

○國務大臣(石橋湛山君) 突然で能く
も考へて居りませぬが、併し財產稅は
性質が全然違ふのですから、財產稅を
含めれば、二十一年度になりますかに
納めの稅が其の年の收入を超すと云ふ
ことは、是は已むを得ないことでせ
う、是は當然の話ぢやありませんか、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのです、私の申上げるのは……是以、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのみである、それから尙最後に
伺ひたいのは、三月三日を基準とした

し方がないと思ひます

○板谷順助君 併しさう云ふ答辯をな
どあることを御承知の上私から御答へ致
しますが、併し飽く迄それを實行なさる
御考ですか

る財產稅を御取りになる、是は勿論已
むを得ぬ、已むを得ぬが、大體增加所
得稅を割出す建前が、前年度の所得金
額、増加したる所得金額から本年度に
於ける所の所得を差引いた増加所得に
對して課稅する、是は二十一年度、即
ち二十一年一月からですよ、さうなる
と、例へば前年度が十萬圓である、そ
れから三月三日の財產稅を届ける場合
に於ては十五萬圓である、さうすると
差引其の五萬圓に對しては、此の法案
の建前から言つたならば、一月と三月
の間に五萬圓殖えて居る、それに課稅
をさる、それから又一方財產稅が十
五萬圓として課稅をされるのであります
す、勿論財產稅と増加所得稅とは性質
は違ひます、性質は違ひますけれど
も、併しながら綜合して、財產稅は是
は一時の財產稅であるとして、財產
稅と増加所得稅を綜合して收入以上の
稅を納めなければならぬ、或は收入に
近い所の稅を納めなければならぬと云
ふ結果になる、二重課稅ではないかも
知れぬけれども、是は私はどうも不合
理であると云ふことを申上げて居つた
のであります、大臣の御見解はどう
でありますか

○國務大臣(石橋湛山君) 突然で能く
も考へて居りませぬが、併し財產稅は
性質が全然違ふのですから、財產稅を
含めれば、二十一年度になりますかに
納めの稅が其の年の收入を超すと云ふ
ことは、是は已むを得ないことでせ
う、是は當然の話ぢやありませんか、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのです、私の申上げるのは……是以、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのみである、それから尙最後に
伺ひたいのは、三月三日を基準とした

三階段に稅率が掛かります、それだけ
で宜しうござりますか、私は十萬圓を
居る時であるから稅を取るのは宜しい
けれども、此の稅は適當に按配して、
されば是はどうも何と云つても仕様が
ないですね、國民が有らゆる收入の中
に、矢張り十五萬圓の所得に對して課稅す
ると同時に、矢張り十五萬圓の所得に
於ける所の所得を差引いた増加所得に
對して課稅する、是は二十一年度、即
ち二十一年一月からですよ、さうなる
と、例へば前年度が十萬圓である、そ
れから三月三日の財產稅を届ける場合
に於ては十五萬圓である、さうすると
差引其の五萬圓に對しては、此の法案
の建前から言つたならば、一月と三月
の間に五萬圓殖えて居る、それに課稅
をさる、それから又一方財產稅が十
五萬圓として課稅をされるのであります
す、勿論財產稅と増加所得稅とは性質
は違ひます、性質は違ひますけれど
も、併しながら綜合して、財產稅は是
は一時の財產稅であるとして、財產
稅と増加所得稅を綜合して收入以上の
稅を納めなければならぬ、或は收入に
近い所の稅を納めなければならぬと云
ふ結果になる、二重課稅ではないかも
知れぬけれども、是は私はどうも不合
理であると云ふことを申上げて居つた
のであります、大臣の御見解はどう
でありますか

○板谷順助君 併しさう云ふ答辯をな
どあることを御承知の上私から御答へ致
しますが、併し飽く迄それを實行なさる
御考ですか

三階段に稅率が掛かります、それだけ
で宜しうござりますか、私は十萬圓を
居る時であるから稅を取るのは宜しい
けれども、此の稅は適當に按配して、
されば是はどうも何と云つても仕様が
ないですね、國民が有らゆる收入の中
に、矢張り十五萬圓の所得に對して課稅す
ると同時に、矢張り十五萬圓の所得に
於ける所の所得を差引いた増加所得に
對して課稅する、是は二十一年度、即
ち二十一年一月からですよ、さうなる
と、例へば前年度が十萬圓である、そ
れから三月三日の財產稅を届ける場合
に於ては十五萬圓である、さうすると
差引其の五萬圓に對しては、此の法案
の建前から言つたならば、一月と三月
の間に五萬圓殖えて居る、それに課稅
をさる、それから又一方財產稅が十
五萬圓として課稅をされるのであります
す、勿論財產稅と増加所得稅とは性質
は違ひます、性質は違ひますけれど
も、併しながら綜合して、財產稅は是
は一時の財產稅であるとして、財產
稅と増加所得稅を綜合して收入以上の
稅を納めなければならぬ、或は收入に
近い所の稅を納めなければならぬと云
ふ結果になる、二重課稅ではないかも
知れぬけれども、是は私はどうも不合
理であると云ふことを申上げて居つた
のであります、大臣の御見解はどう
でありますか

○國務大臣(石橋湛山君) 突然で能く
も考へて居りませぬが、併し財產稅は
性質が全然違ふのですから、財產稅を
含めれば、二十一年度になりますかに
納めの稅が其の年の收入を超すと云ふ
ことは、是は已むを得ないことでせ
う、是は當然の話ぢやありませんか、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのです、私の申上げるのは……是以、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのみである、それから尙最後に
伺ひたいのは、三月三日を基準とした

し方がないと思ひます

○板谷順助君 併しさう云ふ答辯をな
どあることを御承知の上私から御答へ致
しますが、併し飽く迄それを實行なさる
御考ですか

三階段に稅率が掛かります、それだけ
で宜しうござりますか、私は十萬圓を
居る時であるから稅を取るのは宜しい
けれども、此の稅は適當に按配して、
されば是はどうも何と云つても仕様が
ないですね、國民が有らゆる收入の中
に、矢張り十五萬圓の所得に對して課稅す
ると同時に、矢張り十五萬圓の所得に
於ける所の所得を差引いた増加所得に
對して課稅する、是は二十一年度、即
ち二十一年一月からですよ、さうなる
と、例へば前年度が十萬圓である、そ
れから三月三日の財產稅を届ける場合
に於ては十五萬圓である、さうすると
差引其の五萬圓に對しては、此の法案
の建前から言つたならば、一月と三月
の間に五萬圓殖えて居る、それに課稅
をさる、それから又一方財產稅が十
五萬圓として課稅をされるのであります
す、勿論財產稅と増加所得稅とは性質
は違ひます、性質は違ひますけれど
も、併しながら綜合して、財產稅は是
は一時の財產稅であるとして、財產
稅と増加所得稅を綜合して收入以上の
稅を納めなければならぬ、或は收入に
近い所の稅を納めなければならぬと云
ふ結果になる、二重課稅ではないかも
知れぬけれども、是は私はどうも不合
理であると云ふことを申上げて居つた
のであります、大臣の御見解はどう
でありますか

○國務大臣(石橋湛山君) 突然で能く
も考へて居りませぬが、併し財產稅は
性質が全然違ふのですから、財產稅を
含めれば、二十一年度になりますかに
納めの稅が其の年の收入を超すと云ふ
ことは、是は已むを得ないことでせ
う、是は當然の話ぢやありませんか、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのです、私の申上げるのは……是以、
あなたと見解が違ふから、幾ら聽いて
仕方がない、昨日から盛んに聽くけ
れども、あなたはさう云ふ答辯を繰返
されるのみである、それから尙最後に
伺ひたいのは、三月三日を基準とした

思ひます、勿論國家が財政に窮乏して
居る時であるから稅を取るのは宜しい
けれども、此の稅は適當に按配して、
されば是はどうも何と云つても仕様が
ないですね、國民が有らゆる收入の中
に、矢張り十五萬圓の所得に對して課稅す
ると同時に、矢張り十五萬圓の所得に
於ける所の所得を差引いた増加所得に
對して課稅する、是は二十一年度、即
ち二十一年一月からですよ、さうなる
と、例へば前年度が十萬圓である、そ
れから三月三日の財產稅を届ける場合
に於ては十五萬圓である、さうすると
差引其の五萬圓に對しては、此の法案
の建前から言つたならば、一月と三月
の間に五萬圓殖えて居る、それに課稅
をさる、それから又一方財產稅が十
五萬圓として課稅をされるのであります
す、勿論財產稅と増加所得稅とは性質
は違ひます、性質は違ひますけれど
も、併しながら綜合して、財產稅は是
は一時の財產稅であるとして、財產
稅と増加所得稅を綜合して收入以上の
稅を納めなければならぬ、或は收入に
近い所の稅を納めなければならぬと云
ふ結果になる、二重課稅ではないかも
知れぬけれども、是は私はどうも不合
理であると云ふことを申上げて居つた
のであります、大臣の御見解はどう
でありますか

○板谷順助君 併しさう云ふ答辯をな
どあることを御承知の上私から御答へ致
しますが、併し飽く迄それを實行なさる
御考ですか

殆ど私は日本の物價政策などは立ちや
しないと思ふ、現に率直な話であります
が、例へば伊豆方面に於ては殆ど稚
那の山元などは全部買収してしまつて
居る、又日本人が彼等の手先になつて
今日盛んに動いて闇行爲をやつて居
る、であるから國家財政の非常な困難
な場合に於て政府が如何に努力をなす
つても、此の方法に付て關係筋と御交
渉になつて適當な手段を御講じになら
なければ容易ぢやないと思ふ、それか
ら又申上げまするが、進駐軍の關係で
あります、勿論敗戦國として、占領の
目的を達する爲に出来るだけの便宜を
與へ、出来るだけ日本としては之に應
じなければならぬことは當然であります
が、今の情勢でありますともう段々殖
えて居る、殖えて是が此の儘續いて行
きましたならば、日本の財政などは私
は立ちはしないと思ふので、併しそ
に付て聯合軍側に一つ十分の御交渉を
願つて、現在の我が國の財政は斯う云
ふ状態である、從つて日本の政府の責
任に於て仕事をするのでありますか
ら、物資が足りないならば出来るだけ
物資だけを持つて來て貰ひたい、今日
殆ど資材その他に付きまして、大半は
此の方面に取られて居る、だから如何
に叫んだからと云つても生産増強の方
面に物資が廻る譯はないのであります
す、今申上げました二點に付て大臣の
御所見を承ります

付て種々の難點があると云ふことは事實であります、其の難點を打破して行くと云ふことに努力しなければならぬ、それから第二の進駐軍費に付ては、是は私から特に妙で御答を致さずとも、即ち聯合軍の占領目的が、元來日本の財政の破綻を來すが如きことを目的として居るものでないと云ふことは、私信じて居りますから、適當に調節が出來るものと考へて居ります。○板谷順助君 皆様の御許しを得て私の質問だけを引續いてやりたいと思ひますが、此の大藏省からの發表に依りますと、公債借入金と云ふものが非常に多い、現在赤字を賄ふには公債に依るゝと云ふことでありまするが、此の儘行きましたならば、恐らくは日本の財政はなか／＼容易ではないと思ふのであります、大體日本銀行の引受公債を見ましても、約三百七十億からあるのでありますから、市場に之を消化することに付て御成算がありますか、市場に消化をする、從つて民間の所謂資金を吸収して、之を事業方面に廻すと云ふことに付て、是だけの公債、將來發行さるべき所の公債の數額が多大なるものであります、恐らくは大臣はインフレを御嫌ひのやうでありますけれども、是が若し日本銀行の引受となり、一般の市場が消化が出來ない場合に於ては、インフレが助長することは、免れるることは出來ないことであります、それに付ての御意見を承りたいのであります。

それから産業復興の出資金、合計確か四十二億圓であります、今回の追加豫算で進駐軍費、終戦處理費の分として九十三億ばかりが直接の公債支辨になつて居ります、一般會計に付ては其の外に財產稅の關係がありますが、是は姑く措きまして見ますと、出資金と今回の一九三億圓の終戰處理費は、既に日本銀行で立替へて居ります金を、返済する譯であります、金融市場としては直接の影響がありませぬ、即ち日本銀行の帳簿の上で日本銀行の貸出金が公債に振替はると云ふことであります、斯様にして一般會計に於ては、先づ國債の發行をさう猶やさずに済んで居る、唯殘念ながら特別會計が現在赤字が續いて居りますから其の爲に公債及び借入金が若干殖えて居る、斯様な状況であります、特別會計は明年度中に全部之を調整して全然赤字なしにすることには、困難ではないかと考へて居りますが、一般會計に於ては、大體今年度と同じ方策を探つて行きたいと存じて居る次第であります、其の爲に日本の政府の公債が明年度に於ても續いて無限に増加すると云ふやうなことは致したくないし、又することも出来ませぬ、従つて事實に於て左様なこともあります、ですから無論色々なことを考へれば、あれも出すのではないか、是も出すのではないかと云ふ色々御話があるのですが、斯う考へて居る譯であります、ですから無論色々なことを考へて行くことはないと思ひます

させないやうに、樂觀的なことを御話されたはインフレではない、物價が本年の二月から言ふと段々下る傾向にあると云ふことありますけれども、事實に於て成る程二月から幾らか下つて居たけれども、九月からは段段高くなつて來た、是は日銀の物價指數の表は、やり方も悪い、だからこれを改正しなければならぬと云ふ問題も起つて居るけれども、其の表はあなたの手許に差上げてある、それでもあなたは何處迄も物價は下る傾向にあると言ふ、市中を御覽なさい、前月から今月を見ますと、殆ど三割以上高くなつて居る、だからして失禮だけれども、餘り自説に御こだはりなさぬで、矢張り現實に即して現在の時代に即して政策を行ふべきではないかと思ふ、例へば如何に物價政策、或は經濟安定の策を講ずると言つても、今申上げるやうに詰り闇を取締るに付ても中國、朝鮮方面の人々、之を取締らざる限り決して效果はない、百の政策を並べても效果はない、だからしてあなたは今國民を成るべく悲觀させないやうに、樂觀的の希望は宜いけれども、例へば俸給賃銀の値上の問題でも、金を要求して、越冬資金を官公吏其の他の教員方面に迄出すと云ふことになれば、各會社も之に倣つて越冬資金を出す、此の金は要するにインフレを助長する元になる、又働いて居る勤勞大衆などが品物を要求する、品物は誰が作るか、此の人々の手に依つて作ることを怠つて居つて賃銀俸給、金ばかり要求するから、例へば物價政策に致しましても、あなたの方仰しることは事實裏切つて居る、例へば物價政策に致しましても、あなたはインフレではない、物價が本年の二月から言ふと段々下る傾向にあると云ふことありますけれども、事實に於て成る程二月から幾らか下つて居たけれども、九月からは段段高くなつて來た、是は日銀の物價指數の表は、やり方も悪い、だからこれを改正しなければならぬと云ふ問題も起つて居るけれども、其の表はあなたの手許に差上げてある、それでもあなたは何處迄も物價は下る傾向にあると言ふ、市中を御覧なさい、前月から今月を見ますと、殆ど三割以上高くなつて居る、だからして失禮だけれども、餘り自説に御こだはりなさぬで、矢張り現實に即して現在の時代に即して政策を行ふべきではないかと思ふ、例へば如何に物價政策、或は經濟安定の策を講ずると言つても、今申上げるやうに詰り闇を取締るに付ても中國、朝鮮方面の人々、之を取締らざる限り決して效果はない、百の政策を並べても效果はない、だからしてあなたは今國民を成るべく悲觀させないやうに、樂觀的の希望は宜いけれども、例へば俸

が高くなり、收まりが付かぬことになります。まあ大臣は餘り自説に囚はれて居る、現實に即する、それが所謂政治であります、甚だ失禮だけれども、あなたは要するに自由論者だ、あなたは民間においてになつた當時は自由論者だ、此の間も私質問して要領を得なかつたが、芋の如き北海道に於ても非常に豐作である、豐作であるに拘らず統制を外さない、そこで食糧營團が七車も腐らして貰ひ手もない、斯う云ふ状勢であります、だからして統制と云ふものも考へるもので、或程度迄は外して、豐作であるならば自由販賣をやるべきものではないかと思ふ、要するに今申上げますやうに、各方面が金ばかり請求して居る、物の裏付けがないれば通貨と云ふものは價値がなくなるのが當然であります、であるから此の點に付て能く一つ御考慮願ひたいと思ふのであります、それでもあなたは現在の状勢は何處迄もインフレぢやない、物價は此の儘或程度迄安定して大したことはない、此の儘で切抜けられる、斯う云ふ御確信を持つておいでになるのでありますか、腹藏ない御意見を仰しやつて戴きたいと思ひます。

同じレベルになつて居るやうであります
す、是はまあ指數の作り方もあります
から、物價廳の作った指數はそれと違
つて低いやうであります、其の邊は
どうでも宜いとして、要するに十月か
ら年末に掛けて物價が上り掛け居る
ことは確かであります、是はまだイン
フレと云ふ程度のものではあります
ね、今日の物價と云ふものは、二、三
月頃迄非常に上つた高いレベルに於て
一應横這ひして居る、其の高いレベル
に於て九月迄下つたのが、十月以來又
元へ戻りつゝある、或は十月あたりは
二三月以来少し高くなるかも知れない
ですけれども、其の位の動きは、是は
致し方ないのであります、それを尙所
謂惡性インフレにするかしないかは今
後のやり方です、それが出来なければ
是はもう日本經濟全體が破滅するので
あります、我々としてはさう云ふこと
をさせないやうに致すと云ふことより
外には出来ないのであります

○政府委員池田勇人君)此の第三種所得の所謂譲渡所得に付きましては、課税対象は不動産、船舶、鑛業権、砂鑛權の四種類に限られて居るのでござります、是は皆有権的に調査することになつて居りますので、土地屋帳、家屋臺帳の名義書替、其の他船籍の書替等に依りまして明確に分つて來るのであります。が、それ迄待たずに納稅者が來年の一月末迄に申告を願ふと云ふことに致して居ります。

○渡邊甚吉君)此の第三種の増加所得に付ては、現行の動産譲渡税、是もまだ生きる譯ですか、それを伺ひたい。

○政府委員池田勇人君)先程山林所得でも申しましたやうに、只今所得稅法で規定致して居ります譲渡所得、是は今年の裏の臨時議會で臨時利得稅法を廢止致しました關係上、臨時利得稅から所得稅の方へ持つて來た譲渡所得でございます、原則ならば昭和二十二年分として昭和二十二年になつて課稅するのでござりますからして、山林所得と同様、昭和二十二年は豫算課稅で致し、豫算課稅に移りたいと云ふ考へ方を持つて居りますから、昭和二十二年三月三日以後二十一年中に譲渡所得があつたものも、此の法案に依つて課稅して置かないと、二十二年分からは豫算課稅になりますから、課稅が永久に抜けて、從つて此の法案の中へ、此の増加所得と云ふのはちよつと意味が悪いのでございますが、一應是の中に入れて居るのでございます、通常ならば三月三日以後の譲渡所得に對しましては二十二年に課稅するのを、繰上げまして此の法案で課稅して行かうと

云ふ趣旨でござりますから、所得税法にありまする所の譲渡所得は……今年改正致しました譲渡所得は是で本年中は賄つてしまふ、昭和二十二年は今年の所得で課税致さない、二十二年は二十二年中の譲渡所得に課税する、斯う云ふ計畫で居るのでござります

○橋本辰二郎君　此の所得増加税と財産税とは共に一月に申告するやうになつて居りますが、之に對する用紙は十分御準備が出來て居るのでありますから、現に第一種と第二種に預金を分割しますのは、十二月一日から三十一日迄と云ふことでありますから、地方の税務署に於きましては、二十日頃迄も用紙が廻つて來ないと云ふことで届け方が大變遅れ、大藏省がそれを御承知になつたのでせう、二週間ばかり延期せられましたのですが、今後も矢張りさう云ふことのないやうに、此の書類の準備と云ふものを十分なさいまして、さうして地方の隅々迄それが行き届くやうに御送付になると云ふことが必要であると思ひますが、それ等の御用意は十分でありますか

○政府委員(池田勇人君)　最近は印刷その他に非常に困難を感じて居るのでござりまするが、納稅者の方に御迷惑を掛けないやうに極力やつて居ります、財產税の申告に付きましての注意書も二十八日には百萬枚以上刷り上りますから御配り致します、又御手許に參りましたか、財產税法施行勅令、施行細則或は注意書と云ふのは、四頁大新聞用紙に印刷を致して先般配布致しました、仕事をうまくやつて行きます上に於きましては、只今用紙印刷の手配で一杯になつて居りますから、我の方もそれに全力を盡してやつて居

ります、財産税の準備を御参考に申上げますと、本年度中に百萬圓以上の會社の株は大體發表致します、それから各種不動産の評價に付きましては、今年度内に發表致します、用紙は少くも一月の上旬位には参るやうに手配致したいと考へて居ります。

○板谷順助君 財産増加税のことあります、第七條ですね、私は昭和二十五年十二月三十一日迄は増加所得税調査委員會と云ふものを其の儘存置して御置きになるかと云ふ意味の質問でしたが、其の答辯がちよつとはつきりしませぬ

○政府委員(池田勇人君) 存置致す考で居ります。

○板谷順助君 併し一時的には、さう云ふものは本年度限りで財産税を取らうと云ふものを、二十五年と云へば、どう相當に其の間があるやうですが、どう云ふ關係で調査が十分に出來ないと云ふ關係に於て斯う延びるのですが、其の間に於て脱漏を發見することは容易でないと思ひますが、斯う云ふ問題は急速にやるべきものでないかと思ひますが、二十五年の目標と云ふのはどう云ふのですか

○政府委員(池田勇人君) 御話の通りに二十一年の増加所得に對して課税するのでありますから、そんなに長く延びることは全然ないと考へて居りますが、租稅賦課の時效が大體五年間に亘つて居ります、從ひまして昭和二年三月三十一日以後に於きまして色々な調査の中で二十一年度の所得が非常に植えて居つたと云ふことが分りました時には、是は政府で決めておるのでござりますけれども、矢張り剪の方を増加所得調査委員會に掛けて済

は官制上置いて置いて差支へないのでないであります。又それが多からうと思ひます、又それを遠に調査を全部完了しなければならぬと思ひます。若しあつたと云ふことは矢張り委員會と云ふものを置いて置きまして、さうして決定する時にそれを掛けて決定する、斯う云ふことに致して居るのでござります。

○板谷順助君 それから此の増加所得稅の調査委員會の組織、是はさつき御話に依りまして、官選に依つてやるゝ云ふやうな御話であったやうであります。さうすると官選と云ふことになりますと、さつき私が聽き洩らしませんが、大體の構想はどう云ふ方面から御採りになる御積りか、それを念の爲に一つ伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(池田勇人君) 是は各務署毎に置くのでござりまするから、母務署に依りまして非常に納稅者の内容を異に致して居ります、數としては或程度あると思ひまするが、農村を管轄して居りまする税務署に於きましては、農村關係者的人が澤山入ると思ひます、併し納稅者の範囲に限りませず、一般經濟界の動向とかは常識のある學識經驗者も入つて戴きたい、其の人数は税務署に依りまして餘程差があると思ひます、今所得調査委員會に於きましては、小さい所は三名、大きい所は十三名、斯う云ふ風になつて居るのぢごいますから、此の税務署毎に置きますると、矢張り全體の數が相當違つて来ると思ひます、併し私の見込では大き

い税務署では三十人位、所謂所得調査委員會の倍位の委員を選任して所謂衆智を集めて審議を願ひたいと考へて居ります。

○板谷順助君 尚念の爲に伺つて置きましたが、財産税の問題に付てはまあなたが責任者であり、處で先般委員會は本會議に於て決つたやうに、詰り株式と不動産の物納は納稅者の自由である、選擇に依る、斯う云ふこと、それから例へば建物を處分してさうして現金にして納稅したいと云ふやうな氣持のある人も相當にあるやうであります、さうすると今回の増加所得税に依つて、隨分大きな税金を取られる云ふやうな關係から、それを躊躇して居る人も相當にあるやうであります、從つて此の前の約束の通り住宅に居るのでありますから、是だけは對しては勸銀其の他の金融機關に積極的に貸出させる、斯う云ふ言明をされ、從つて此の約束通り住宅に居るのでありますから、是だけは一つ守つて戴かなければならぬ、建物の處分をして納稅は現金で取るのが建前であると云ふのですから、現金があれども、今申上げるやうに建物を處分して納稅をして、現金で納めると云ふことになりますと、或は半分々以下になる、斯う云ふ結果になると思ふからなか／＼此の處分をすることは困難と思ひます、其の場合に於ては出来るだけ便宜を圖つて戴きたいと云ふことはまあ再々申上げて居りますから、やうに、兎に角納稅者の氣持を餘り害しないに、家宅搜査同様の調べ方をしないやうに、是は先般各税務署に訓令を出した

と云ふことありますけれども、さう云ふことのないやうに、豫め一つ此の

は結構かと思ひます、出來るだけさう云ふ場合に付きましては納稅が樂に行

來るだけ便宜を圖るやうに、それで私は結構かと思ひます、出來るだけさう云ふ風に出来る限り努力致したいと考

成るべく取らなくて済むやうに、斯う云ふ場合には付けるべき事項を

智を集めて審議を願ひたいと考へて居りますが、財產税の問題に付てはまあなたが責任者である、處で先般委員會は本會議に於て決つたやうに、詰り株式と不動産の物納は納稅者の自由である、選擇に依る、斯う云ふこと、それから例へば建物を處分してさうして現金にして納稅したいと云ふやうな氣持のある人も相當にあるやうであります、さうすると今回の増加所得税に依つて、隨分大きな税金を取られる云ふやうな關係から、それを躊躇して居る人も相當にあるやうであります、從つて此の前の約束の通り住宅に居るのでありますから、是だけは一つ守つて戴かなければならぬ、建物の處分をして納稅は現金で取るのが建前であると云ふのですから、現金があれども、今申上げるやうに建物を處分して納稅をして、現金で納めると云ふことになりますと、或は半分々以下

と云ふことを認めないと未拂込の株式は物納を認めないと未拂込の株式と正確に申しますと未拂込の株式は同一順位であります、從ひまして

納稅者の御考へ通りで結構だと思ひます、第二の不動産を最近に賣つた場合に、譲渡所得が掛つて來て非常税を納めるやうになると云ふ御話でございまするが、是は先程來ありますやうに、財產税の課税標準となつた金額を控除致しますから、財產税と譲渡所得に對する所得税を入れまして、御賣りに

しては、さうして其の方が現金を持たず物納すると云ふ場合は、御賣りになつた方が御得かも分らぬ、御得の計算による所得税を入りますが、是は先程來ありますやうに、財產税の課税標準となつた實際の價格よりも高くなることには勿論ございません、政府の評價が實際の取引價格よりも低い場合に於きましては、さうして其の方は現金を持たず物納すると云ふ場合は、御賣りに

お尋ねいたいと、斯う云ふ言明を致しますが、松尾嘉右門君は、さういう場合には復興院なり、政府と私共委員とで能く話し合つて、出来るか、出来ないか……今日國民は皆、請負師であらうが誰であらうが觀念して居るのですが、誰であらうが觀念して居るのです、実際敗けたのだと云ふことだけは知つて居るのですからどんなどとも肯くのですけれども、成るべくさう云ふ時に仕事の上に支障を來すことは……我々は進駐軍を満足させなければいけないのだと云ふことはもう土臺に置いて居ますから、是非一つ色々とさう云ふ委員の場合も御相談を願ひます、あなたは復興院の御方さんですか、大藏省ですか

云ふことのないやうに、例へば事前に銀行が家屋を擔保に積極的に貸出すると云ふことに付きましては、積極と云ふ字は私は申上げましたことはございません、大臣が申されたかも知れませぬが、併し政策として銀行がさう云ふ場合に積極的に貸

更に一つ御言明を願つて置きたいと云ふ場合に於きましては納稅が樂に行

成るべく取らなくて済むやうに、斯う云ふ風に出来る限り努力致したいと考らば、申告期限以前に、營業者以外の一一般の方々の御宅へ参りまして家宅捜査をすると云ふことは、是は行過ぎであります、嚴戒飭として居ります、第四點の財產税調査に當りまして、所謂申告納稅であるに拘らず、申告期限以前に、營業者以外の一

と税務署の見込額とが違ひます場合に付しましては、是は出來るだけ調査をして正確を期さなければなりませんので、調査に参ることもあらうかと思ひますするが、一月三十一日以前の申告期に付しましては、是は出來るだけ調査をして正確を期さなければなりませんので、調査に参ることもあらうかと思ひます

ます、事實上工事に支障を來さないと云ふことは十分考へて居りますが、松尾嘉右門君は、さういう場合には復興院なり、政府と私共委員とで能く話し合つて、出来るか、出来ないか……今日國民は皆、請負師であらうが誰であらうが觀念して居るのです、実際敗けたのだと云ふことだけは知つて居るのですからどんなどとも肯くのですけれども、成るべくさう云ふ時に仕事の上に支障を來すことは……我々は進駐軍を満足させなければいけないのだと云ふことはもう土臺に置いて居ますから、是非一つ色々とさう云ふ委員の場合も御相談を願ひます、あなたは復興院の御方さんですか、大藏省ですか

云ふ場合に付けて置きたいと云ふことのないやうに、豫め一つ此の

は結構かと思ひます、出來るだけさう云ふ場合に付けて置きたいと云ふことを認めないと未拂込の株式と未拂込の株式は同一順位であります、從ひまして

納稅者の御考へ通りで結構だと思ひます、第二の不動産を最近に賣つた場合に、譲渡所得が掛つて來て非常税を納めるやうになると云ふ御話でございまするが、是は先程來ありますやうに、財產税の課税標準となつた金額を控除致しますから、財產税と譲渡所得に對する所得税を入れまして、御賣りに

しては、さうして其の方は現金を持たず物納すると云ふ場合は、御賣りに

お尋ねいたいと、斯う云ふ言明を致しますが、松尾嘉右門君は、さういう場合には復興院なり、政府と私共委員とで能く話し合つて、出来るか、出来ないか……今日國民は皆、請負師であらうが誰であらうが觀念して居るのです、実際敗けたのだと云ふことだけは知つて居るのですからどんなどとも肯くのですけれども、成るべくさう云ふ時に仕事の上に支障を來すことは……我々は進駐軍を満足させなければいけないのだと云ふことはもう土臺に置いて居ますから、是非一つ色々とさう云ふ委員の場合も御相談を願ひます、あなたは復興院の御方さんですか、大藏省ですか

申

を負うて呉れるかどうか、これをちょ

つと御尋ねしたいのです

○政府委員(長沼弘毅君) 是が政府が

委員からも見は午前中に質問されて居りますやうですが、此の仕事はなかなか

やうな法律であります、實際は竹中

に、申せば最悪の場合でございま

す、實際は此の法律が適用されないや

す、実際は此の法律が適用されないや

上げたやうに、眞面目にやつて居る者が三割取れぬ爲に今日非常に金融に困つて居ると云ふ情勢、處が一部に於いては其の三割が何時取れるかどうか分らないと云ふやうな關係に於て、三割業者と云ふか、或は政府との間に能く話合つてやつて貰ひたい、現在の所では皆闇で買つて居る、其の闇で買つて居るもののが日本の産業に非常な影響を來して居る、影響が來て居るやうなことをであるから、其の點は拂ふべきものは拂ひ、きつちり豫算と居ふことを早く確かめて、工事を成るべく早く進行させしてやる、向ふは期日が遅れると云ふことは非常に喧ましいと云ふ御話であるから、是はどうですか、矢張り今でも三割は残して御置きになつて、仕事は完成して、あなたの方で査定……所謂適正價格と云ふか、此の法案に依れば：、其の適正價格と云ふものが定まる迄は拂はぬ、斯う云ふやうな御方針でやつておいでになるのでありますか、是は大事な問題であります。

な關係があるから、是は我々として非常に重大な問題でありますて、どう云ふやうに是がなつて行くのか、其の實味に於て三割は保留して拂はぬ、それから又法案にもありまする通り、適正価格なるものを復興院が主となつて之を調査して、政府が指定して決める、斯う云ふことになつて居るやうですが、是は御拂ひになつて居るならば結論だ、そんなら差支ないと云ふ……

○委員長（男爵倉富鉄君）それでは先づ、増加所得税法案、有價證券の處分の調整等に關する法律案、昭和二十二年度一般會計歳出の財源に充てるための公債發行に關する法律案、昭和二十一年法律第五十五號帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十二年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案の一部を改正する法律案、政府の契約の特例に關する法律案、其の

税の徵率及び其の始徵と云ふことは、これまであります、然るに此の法律に依りまして幾分か之を匡正することの出来ると言ふことは、私共の最も喜び所であります、併しながら此の法律にて必ずしも我々の希望する所の闇行等の其他如何はしき行爲に依つて利益を得た者を、悉く對象として之を課税することが出来るかと云ふことは、是非常に私共は疑を持つて居るのであります。

ふことである、所謂金の玉子と共に金の玉子を生む親鳥迄も取上げようと、の玉子を生む親鳥迄も取上げようと、ふが如きものである、之が爲には日本の過去に於て、主として租税其の他公然の負擔をして居つた所の中堅階級の者は一朝にして没落をして甚しき以上上の者は一朝にして没落をして甚しき以上は數百年來連綿たる所の民家も亦之を崩潰すると云ふことは殆ど疑ひなきこととであります、是等財産税を取るために

五案を討論の議題に致します
○橋本辰二郎君 私は此の増加所得稅法案に付きましたとして主として發言を致します、本案は石橋財政中に於きました唯一の國民一般に歡迎せられる良案と思ふのであります、勿論一部の人は之に對して反対があるかも知れませんが、それは極く少數であつて、必ずや國民の多數は之を歓迎するに違ひないと思ふのであります、何となれば、此の増加所得稅なるものに付て、政府の御答辯に依りますれば、闇を主として對象とすると云ふことであります、此の闇なるものに對しましては、國民與の間には反感を抱いて居ります、或者は或權力に媚びまして、其の保護に依りまして、特殊の請負工事を擔當して、之に依つて莫大なる利益を獲得して、國庫に限りなき損害を掛けることも毫も厭はないと云ふやうな者も往々あることをやうなに聞いて居ます、又或者は國民として此の際何事を捨て置いても、所謂譽國一致で國の再建に努力しなければならない此の際に於きました道義に反し法を破つて、敢て自己の利益追求の爲に闇行爲を爲して居る云ふ者が多々あります、且つこの者に對して若し課稅することに出来ないと云ふことになれば、國民誰

ます、何となれば是等の階級、詰りぢや圓階級であります、此の新圓階級の人々はなか／＼銳い頭を持つて居りまして、其の課税の逋賦に付きましては、大藏當局の力の及ばざる所の者もあつてはならぬ、然るに財産税なるものは、何となれば是等の階級、詰りぢや圓階級であります、此の新圓階級の人々はなか／＼銳い頭を持つて居りますが、此の法律を掩へた以上は、此の法律的目的をして十分に達成せしむる爲に段の努力を願ふ者であります、願くして此の法律の目より逃れ、而して舟舟の大網を破つて逸脱するの慮が必しも、いではなからうかと思ひますから、この點に付きまして十分な御留意を願いたい、それに尙私は一つ附加へて言いますが、財産税には密告の制度を設けてあります、私等は密告なもののは決して歓迎しませぬ、寧ろ斯の如きことを以て非常に悲しむであります、併しながら本案には其の密告との比較上其の當を得ぬと申します、何となれば我々の知る限り善いことを思ひまするが、財産税における密告との比較上其の當を得ぬと申します、何となれば我々の知る限りでは、租税なるものは元來が木穀御初を領主に獻上すると云ふ觀念よほならぬ、然るに財産税なるものは順次發達して來たものであつて、即ち木穀の幾分を取ると云ふことでなければならぬ、然るに財産税なるものは

上げたやうに、眞面目にやつて居る者が三割取れぬ爲に今日非常に金融に困つて居ると云ふ情勢、處が一部に於いては其の三割が何時取れるかどうか分らないと云ふやうな關係に於て、三割業者と云ふか、或は政府との間に能く話合つてやつて貰ひたい、現在の所では皆闇で買つて居る、其の闇で買つて居るもののが日本の産業に非常な影響を來して居る、影響が來て居るやうなことをであるから、其の點は拂ふべきものゝは拂ひ、きつちり豫算と居ふことを早く確かめて、工事を成るべく早く進行させしてやる、向ふは期日が遅れると云ふことは非常に喧ましいと云ふ御話であるから、是はどうですか、矢張り今でも三割は残して御置きになつて、仕事は完成して、あなたの方で査定……所謂適正價格と云ふか、此の法案に依れば、其の適正價格と云ふものが定まる迄は拂はぬ、斯う云ふやうな御方針でやつておいでになるのでありますか、是は大事な問題であります。

○政府委員(長沼弘毅君)　此の法律で適用致しますものは、契約が出来て居つても金額が定まつてないもの、それから契約も何も全然なくて著手するものがあるのです、其の契約もなつてない、金額も定まつて居らない、さう云ふ未確定の分子のあるものだけに付て適用するのであります、従つて御話の中の七割拂つて居る、斯ら云ふやうなものは適用外になります

○板谷順助君　御質問がなかつたら仕憩したらどうですか

○委員長(男爵倉富鈞君)　速記中止

(速記中止)

○委員長(男爵倉富鈞君)　速記を始めます。大臣はまだ衆議院の方の御用が御済みにならぬやうでござりますが、大臣の質問は、先程のだけで宜しきださいますか

〔「宜しきださいます」と呼ぶ者あり〕

五案を討論の議題に致します
○橋本辰二郎君 私は此の増加所得稅法案に付きましたとして主として發言を致します、本案は石橋財政中に於きました唯一の國民一般に歡迎せられる良案と思ふのであります、勿論一部の人は之に對して反対があるかも知れませんが、それは極く少數であつて、必ずや國民の多數は之を歓迎するに違ひないと思ふのであります、何となれば、此の増加所得稅なるものに付て、政府の御答辯に依りますれば、闇を主として對象とすると云ふことであります、此の闇なるものに對しましては、國民與の間には反感を抱いて居ります、或者は或權力に媚びまして、其の保護に依りまして、特殊の請負工事を擔當して、之に依つて莫大なる利益を獲得して、國庫に限りなき損害を掛けることも毫も厭はないと云ふやうな者も往々あることをやうなに聞いて居ます、又或者は國民として此の際何事を捨て置いても、所謂譽國一致で國の再建に努力しなければならない此の際に於きました道義に反し法を破つて、敢て自己の利益追求の爲に闇行爲を爲して居る云ふ者が多々あります、且つこの者に對して若し課稅することに出来ないと云ふことになれば、國民誰

ます、何となれば是等の階級、詰りぢや圓階級であります、此の新圓階級の人々はなか／＼銳い頭を持つて居りまして、其の課税の逋賦に付きましては、大藏當局の力の及ばざる所の者もあつてはならぬ、然るに財產税なるものは、何となれば是等の階級、詰りぢや圓階級であります、此の新圓階級の人々はなか／＼銳い頭を持つて居りますが、此の法律を掩へた以上は、此の法律的目的をして十分に達成せしむる爲に段の努力を願ふ者であります、願くして此の法律の目より逃れ、而して舟舟の大網を破つて逸脱するの慮が必しも、いではなからうかと思ひますから、この點に付きまして十分な御留意を願いたい、それに尙私は一つ附加へて言いますが、財產税には密告の制度を設けてあります、私等は密告なもののは決して歓迎しませぬ、寧ろ斯の如きことを以て非常に悲しむであります、併しながら本案には其の密告との比較上其の當を得ぬと申します、何となれば我々の知る限り善いことを思ひまするが、財產税における密告との比較上其の當を得ぬと申します、何となれば我々の知る限りでは、租税なるものは元來が木穀御初を領主に獻上すると云ふ觀念よほならぬ、然るに財產税なるものは順次發達して來たものであつて、即ち木穀の幾分を取ると云ふことでなければならぬ、然るに財產税なるものは

に徵收すると云ふことが私は非常に困難で、是が一朝間違つたならば鉛歎誅求となり、或は又私有財産否認と云ふ點に迄行くやうな結果になりはしないかと思ふのであります、併しながら此のやり方如何に依つては、正直者は馬鹿を見る、或は不正の者が詰り得をする」と云ふやうな結果が恐らくは相當に現れるここと思ふのであります、政府當局としては非常な決心を持つて徹底的にやると云ふ御話でありますするから、勿論我々國民と致しましては之に協力は致しますけれども、どうか御言明の通り漏れなく、將來閻行爲として云ふ取締の上から見ましても、漏れなく徹底的に、所謂一面に於ては是が從來廢つた所の道義の建直にもなり、又人心が悪化して居る此の匡正の意味に於ても非常に效果あることと思ふのでありますから、どうか御言明の通り徹底的にやつて戴きたい、併しながら今申しますする通り一面に於て財產税を取られ、或は一面に於て此の増加所得に對する一月から三月の間の此の分に付ては、私は如何に考へて見ても、あれは對象にはならぬでありますけれども、所謂國民の今日安定を圖る上に於て相當の御留意を願ひたい、それから株券の問題に付きましては、是も先程申上げましたやうに政府が出来るだけ民主的に株を全國的に分布しよう、成る程此の方針は宜いのでありますけれども、恐らくは例へば其の會社の内容が或程度迄安定をし、従つて幾分でも其の事業の成績に依つて配當分布と云ふことは困難と思ひますし、又政府が斯う云ふ機關を御設けになつ

ても、株を引受けることに對する構想と云ふものが同時に行はれて居らなかつたならば、株の處分と云ふことに付けても容易であります。勿論政府は出来るだけの努力はして居られるのであります。うけれども、まあ私の見る所から言へば、餘りにどうもやり方がのろ過ぎる、緩漫過ぎると云ふやうな感があるのでありますから、出来るだけの努力に依つて、勿論一二の處分は出来ませぬであります。うけれども、株の受入の方面に對する構想に付ても十分に一つ御考へを願ひたい、更に又今回の公債の發行問題に付きましては、先程大臣に申上げましたる通り、殆ど赤字を公債に依つて賄ふ、然らば其の公債が市場に賣出が出來るか出來ないかと申すと、現在の情勢では殆ど不可能であります。公債を日本銀行は一旦引受け、背負ひ込みとなつて、殆ど其の日暮しの政策のやうに考へるのであります。如何に大臣が御聲明になつても、日本の現在の情勢から言つたならば、益々インフレは助長して、物價は高くなる、國民生活が非常なる不安になると云ふことは、今の情勢から言つては已むを得ないことであります、然るに大藏大臣は、インフレでない、物價は或程度迄安定する、成る程人心を安定させる上に於ては仰しやることもいゝかも知れませんけれども、併し甚だ失禮ながら大臣の仰しやることは悉く裏切られて居る、だからして政治は勿論現實に即さなければならぬので、例へば物價問題に付きましても、如何に大藏大臣が強辯されても、すん／＼進むべきものは進み、殊に先月から今月に較べたならば三割以上も高くなつて居る、從つて賃銀俸給の値上に付きましても、本年春から、三月に上げ、七月

て居る、如何に金ばかり要求して見た處が、物資がそれに伴はなければ物價は安定する譯はないのであります、でありますからして、大藏大臣もどうか現實に即したる一つ政治を今後は行つて戴きたい、又聯合軍の關係に付きまして、是も所謂消費經濟方面に使はれるのでありますして、現在の資材の殆ど大半以上は此の方面に流用されるとでありますから、どうか駐紮軍の目的を達するに付ては敗戦國の義務として出来るだけやらなければならぬことは當然でありますけれども、併しながら之に要する資材は是非外國から仰ぐ、又一面に於て日本の財政の非常に窮乏して居ると云ふことをよく聯合軍の當局に了解を求め、どうか日本の再建の爲に出来るだけの助力を仰ぐやうに御配慮を願ひたい、私は此の意味に於きまして此の案に賛意を表します○藍澤彌八君 私は此の「有價證券の處分の調整等に關する法律案」に付きまして、先刻色々御質問申上げたのでありますですが、政府に於きましても、此の困難なことを能く御承知になりまして、業者の完全な協力を求めて、さうして之を國民の大衆に頒布するのであると云ふ御聲明を得ましたので、斯かる株券の處分は勿論賣方だけでは出来るものではないのでありますて、一般市場の情勢に最も精通した業者の協力と云ふものが中心にならなければならぬと思ふのであります、此の點に付きまして、政府は御同意下さいましたから、私は此の法案に賛成する者であります、尙此の評價に付きまして只今も御話がありましたが、板谷委員からも御注意もあつたのであります、評價は普通の利附證券や、或は其の他の投資物と違ひまして、多くは此の處分せられるものが産業を代表する株式で、此の産業の状態はどうかと云ふと、多

この産業は根本的に破壊せられて居るのでありますて、之を最初自論み、及び保育しました多くの人達の苦心に依づて、貿易上及び金融上の利益を割いて、さうして今日になつたのが、さう云ふ保護者がない今日の状態の産業は、容易に之を引受けると云ふやうな進んだ考の者もなくなつたのではない、又さう云ふ憂ひが多分にあるのではないか、私は斯う思ひますので、之に對する政府の御構想に依つて、相當此の持ち得るやうな評價の出来るやうな一つ御考を、十分此の際御考へ下さいまして、さうして是が早く日本の再建に役立ちますやうに處置をせられんことを要望致しまして、此の案に私は賛成する次第であります。

○委員長(男爵倉富鈞君) それでは御異議ないと認めます、次には、衆議院もないのでござりますから、増加所得税法案外四件を採決致したいと思ひますが、政府の原案通り可決することに決定して御異議ございませぬか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(男爵倉富鈞君) それでは本案も原案通り可決するべきものと決定して御異議ございませぬか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(男爵倉富鈞君) それでは左様決定致します、是で昨日來非常に皆様に御苦勞を願ひました本委員會も、お蔭で全部議事を終了致しました、昨日も申上げましたやうに、時間が非常に短かい上に、委員長は極めて不慣れで、定めし御不満の點も多々あつたから存じます、此の點に付きまして御

| |
|--|
| 詫びを申上げますと共に、昨日來の御苦勞に對しまして厚く御禮を申上げます、どうも有難うございました、では是で散會を致します |
| 午後二時五十八分散會 |
| 出席者左ノ如シ |
| 委員長 男爵倉富 鈎君 |
| 副委員長 伯爵金子 武麿君 |
| 委員 侯爵黒田 長禮君 |
| 侯爵大炊御門 繁輝君 |
| 子爵錦小路頼孝君 |
| 子爵交野 政邁君 |
| 子爵入江 爲常君 |
| 子爵土井 利章君 |
| 子爵日野西資忠君 |
| 男爵高崎 弓彦君 |
| 長谷川赳夫君 |
| 男爵内田 敏雄君 |
| 男爵村田 保定君 |
| 黑田 徹雄君 |
| 板谷 順助君 |
| 橋本辰二郎君 |
| 河西豊太郎君 |
| 竹中藤石齋君 |
| 丹羽 彪吉君 |
| 片倉兼太郎君 |
| 藍澤 瞞八君 |
| 河端作兵衛君 |
| 岸本 彥衛君 |
| 杉山 茂君 |
| 松尾嘉右エ門君 |
| 渡邊 基吉君 |
| 國務大臣 大藏大臣 大藏政務次官 上塚 石橋 渡邊 |
| 政府委員 同同 同同 同同 |
| 内閣事務官 |
| 鹽原 |
| 弘毅君 |
| 有君 |

詫びを申上げますと共に、昨日來の御苦勞に對しまして厚く御禮を申上げます、どうも有難うございました。では是で散會を致します。